

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	北海道	担当課名	障害者保健福祉課
担当者名	宮田 顕一郎	連絡先	011-231-4111(25714)

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

①利用者のサービスの利用状況

本年4月1日現在の支給決定者数については、昨年と比較して大きな変化はみられなかった。

②事業者の運営状況

道としては、事業者の運営状況について具体的に把握していないが、事業者等から問い合わせの多かった事項としては、請求事務に関する上限管理方法、各加算（特に入院外泊加算の取扱い）に関することが多数寄せられた。また、新体系移行後の事業展開に関する質問として、GH・CH、者デイ、地域活動支援センター、児童デイ、療養介護（国立病院機構から）に関することが多く寄せられている。

2 10月施行に向けた取組状況について

①障害程度区分の認定状況

一部市町村で認定審査の作業が開始されつつあるものの、6月議会において審査会設置を行う市町村も多いことから、障害程度区分の認定はこれからという状況。

道として本年2月以降、障害程度区分認定調査員研修を11回（修了者1,236名）、市町村審査会委員研修を7回（修了者329名）実施。今後も7月上旬までに各4回の開催を予定している。

②施設の移行計画の状況

4月17～21日に事業者説明会を開催し、アンケート調査を依頼。5月末の集計を予定していたが、知的施設の回答が遅れたため、6月末までに集計する予定。

回答の新体系移行予定について、精度に問題もあることから、事業者との調整も必要と考えている。

<計画に関連した市町村への指導状況>

6月末に、道の計画作成指針を示し、サービス量の見込み作業を本格化する予定。7月末には見込量の間取りまとめを予定。

道民意見を聴くため、7月下旬にはタウンミーティングを開催する予定。

③小規模作業所の移行に向けた対応状況（別紙参照）

道単独補助作業所134か所（政令市等を除く。）に対し意向調査を実施。111か所から回答を得た結果、87カ所が地域活動支援センター等へ移行予定、9か所が地域活動支援センター及び個別給付事業へ移行予定、15か所が個別給付へ移行予定という結果（集計途中）。

地域共同作業所の移行に向け、道として、障害者就労強化支援事業の活用による授産施設運営ノウハウ、地域共同作業所研修会、NPO法人格取得手続きの周知について実施している。

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

＜障害者デイサービスについて＞

デイサービスの移行に向けて個別の対応はとっていない。4月中旬の事業者説明会時に今後の方向性及び留意事項を説明したのみ。

＜地域生活支援センターについて＞

道（札幌市を除く。）管内には、現在13か所の精神障害者地域生活支援センターがあるが、10月以降、精神障害の専門的相談機能や退院促進支援など現時点では市町村において対応困難な機能が求められていることから、当面、道において広域的（原則、障害保健福祉圏域）に機能を補完する体制を維持することとしている。

3 その他

①就労支援の取組状況

ア 「北海道障害者雇用支援合同会議」の設置

「障害福祉サービス及び相談支援体制並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに円滑な実施を確保するための基本的な指針」にもとづき、道庁内に労働、福祉、教育の関係行政機関からなる「北海道障害者雇用支援合同会議」を設置している。

5月31日には第1回目の会合を開き、障害福祉計画の目標設定及びその後の推進について、意志の疎通と共通理解を図っている。

イ 「福祉施設等就労支援セミナー」の開催

北海道労働局が実施する、障害者就労支援基盤整備事業を、効率的・効果的に実施するため、障害者保健福祉課が積極的に事業運営に参画し、また、道労働担当部局及び教育部局とも連携しながら、7月6日から道内9会場で「福祉施設等就労支援セミナー」を開催する。

②障害児施設の利用契約への移行

今月、道内児相及び障害児施設に対して説明会を実施。事業者からは、不適切な養育状況となっている児童、利用者負担の対応などに不安が寄せられ、措置児童の決定に当たっては、関係機関において連絡をとりながら進めていくこととした。また、契約書の準備作業については、児童に特有の付記事項や特定費用の取扱いの有無、契約解除の記載方法、成年後見制度によらない契約行為の妥当性などについて疑問が寄せられた。また、利用契約に関して、児童相談所が積極的な介入を行う必要がなく、保護者が契約の主体となりうるにも係わらず、利用者負担の軽減のため措置を望むケースが予想されること、さらには、入所と同時に特別児童扶養手当が支給停止されていることは、低所得の家庭での以前の応能負担制度では影響が少なかったが、利用契約制度では、実費の支払が加わり、さらに負担感が増すことなどが課題としてあげられた。

③児童デイサービスの見直しについて

市町村や事業者団体へ概要を説明するとともに、見直しにかかる療育の実態調査を行ったところ。レスパイトをめざす事業所には、タイムケア事業、放課後児童保育での障害児受け入れ、地域活動支援センターなど市町村と相談するようお願いしている。現時点では、10月以降の運営を検討できないところが多い。現時点で明らかになっている課題は次のとおり。

<小規模な事業所の継続>

過疎・離島が多い北海道では、利用児童数の確保や常勤職員の採用が困難であるため、直接療育を担当する職員に非常勤職員を配置し、市町村の基準該当により運営している事業所が多い。非常勤職員により10:2の基準はクリアできるが、サービス管理責任者と療育担当職員の2人の常勤職員配置については困難となる地域が想定される。兼務の取扱いや基準該当の継続など、小規模な事業所を継続する方策が必要。

<学齢児の療育>

道内の児童デイサービス事業所の約7割は早期療育を担う母子通園として整備された経緯があり、就学前児童を中心としているが、近年は、肢体不自由児の機能訓練、自閉症等発達障害児の療育、母親への支援継続などを目的とし、療育ニーズによる学齢児の受け入れが増加。また、事業者間で、就学前児童の療育と就学児の療育の役割分担がなされている地域、出生児数の減少により就学前児童が減っている地域もあり、就学前児童割合70%という事業所指定の要件が付されると、現に配置基準を確保し、個別療育を実施している事業所が「経過措置」へ移行せざるを得ない状況となり、困惑の声があがっている。また、放課後対策やレスパイトと整理し、児童デイで療育を受けることが必要とされる学齢児については、特別支援教育を行う学校との連携や児童相談所や医療機関の意見書を要件とするなど、ニーズの明確化の必要性がある。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	宮城県	担当課名	保健福祉部障害福祉課
担当者名	三浦	連絡先	022-211-2539
1 施行後における利用者及び事業者の動向について 別紙のとおり 2 10月施行に向けた取組状況について 3 その他			

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行に伴う影響調査について

◎ 利用実態調査について

1 調査目的

本年4月からの障害者自立支援法の施行による、障害福祉サービスの利用者及び施設への影響について、調査をしたもの

2 調査対象

(1) 県内35市町村

(2) 県内の身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設 28法人 80施設

※ 仙台市内は、宮城県社会福祉協議会及び宮城県身体障害者福祉協会のみを対象とした。

3 調査方法

調査票によるアンケート調査

4 調査期間

平成18年6月7日(水)～平成18年6月14日(水)

5 調査結果

(1) 市町村調査

※ 市町村で把握している範囲での概数について、報告を受けたもの

① 回答市町村数 35市町村

② 福祉サービス利用者数 5,050人

(利用者への影響)

利用をやめた	利用回数を減らした	利用をやめた・利用回数を減らした	計
9人	34人	16人	59人

(2) 施設調査

① 調査票回収率 76% (80施設中61施設から回答)

② 入所・通所別施設数及び定員

入所施設26 (1,491人)

通所施設35 (1,003人)

(利用者への影響)

利用をやめた	利用回数を減らした	小計	利用の見直しを検討	計
27人	46人	73人	13人	86人

(サービスの見直し又は検討の内容) 施設数には重複あり

職員人件費	給食(廃止、弁当切替等)	行事(廃止、縮小等)	超過受け入れ	開所日数	その他(サービス低下等)	計
5施設	19施設	7施設	2施設	7施設	37施設	(47施設) 77施設

※ () は実施施設数

◎ 今後の対応

利用者負担については、必要なサービスを確保しつつ、制度を維持するため費用負担をし合い、みんなで支える仕組みである。この中で、所得に応じた月額上限や減免措置など所得の低い方々への配慮措置が講じられたものであるが、自己負担の増加を理由とする退所者等が見られることから、今後も引き続き国に対して早期に全国調査による利用者負担の実態把握を行うとともに、低所得者対策を恒久的な仕組みとして制度化するよう要望を行っていく。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	秋田県	担当課名	健康福祉部障害福祉課 調整・身障福祉班
担当者名	船木 定宏	連絡先	Tel 018-860-1332

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

② 事業者の運営状況

について記載してください。

① 現時点では、新制度になったことによるサービス利用拒否や施設退所等のケースはみられない。支援費制度時と比較しても、利用状況に変化はない。

② 特に調査はしていない。知的施設関係では、現利用者の障害程度区分が低く判定されるため、利用者減が予想されることによる不安が強い。また通所系では、報酬基準が月額から日額となったことにより、急の欠席の場合、補充が困難で実績率の低下を招くことにより減収となっている。

2 10月施行に向けた取組状況について

①障害程度区分の認定状況

②施設の移行計画の状況

③小規模作業所の移行に向けた対応状況

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

について記載してください。

① 25市町村中、程度区分の単独判定を行う市町村は12ヶ所、他は一部支援事業者に委託予定である。多くの市町村審査会は6月～7月に設置予定、それまでは、現行の基準等を基本的としているところがほとんどである。認定業務は、7月から行われる。

② 第1回アンケート調査を実施する。この中で新体系への移行年予定の項目ではH19は38.6%、H19は27.9%、H20は2.9%、H21は7.1%、H22は0.7%、H23は3.6%、未定19.2%であった。

③ 17年11月、18年3月、18年6月、9月（予定）に小規模作業所を対象とした研修会を行う。また現在まで、施設全体での説明会にも参加。

現状では、小規模作業所32ヶ所中、法定事業への移行が13ヶ所（移行予定年月 H18.10に7、H19.4に6）、地域活動支援センター14ヶ所（移行予定年月 H18.10に5、H19.4に9）、移行なしが3ヶ所である。検討中は6ヶ所である。（※一部重複有り）

- ④ ・知的ディは9ヶ所（今後移行予定 法定事業所2ヶ所、地域活動支援センター3ヶ所（内1ヶ所は事業所とセンター併用）、所在市町村と協議中4ヶ所）、
- ・身障ディについては、25市町村中6市町村が地域活動支援センターへの移行を検討している。未定の市町村及び移行予定の市町村には6月中の全県会議及び7月の地域ブロック会議等で移行の支援を行う。
- ・精神地域活動支援センターは4ヶ所（地域活動支援センターⅠ型 1ヶ所 現在市町村と協議中3ヶ所）である。

3 その他

- ・その他施行に伴う課題等がありましたら、適宜記載してください。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	福島県	担当課名	自立支援領域障がい者支援グループ
担当者名	熊坂 雅彦	連絡先	024-521-7170

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

利用状況調査については一部実施（施設及び共同生活援助（グループホーム）利用者の動向についてアンケート調査実施（H18・6・1付け）

② 事業者の運営状況

事業者の運営状況調査は行っていない。

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況（18.6.19現在）

ア 認定調査 市10/12 町村28/49 で開始

イ 市町村審査会における二次判定 市7/12 町村1/49 で開始

② 施設の移行計画の状況

アンケートを回収した段階であり、移行計画については未着手

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況

各小規模作業所から移行希望についてのアンケートを集計中であり、市町村調整は未着手

④ 経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況について記載してください。

障害者デイについては未着手

精神地域生活支援センターについては、地域活動支援センターへの移行について各事業者が立地市町村と協議中

3 その他

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	茨城県	担当課名	保健福祉部障害福祉課
担当者名		連絡先	029-301-3357

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

18年4月の居宅サービス支給決定者数（精神障害者を除く）は、対前年比約1割の増。利用状況（定率負担の導入に伴う利用の中止等）については、現在調査中。

② 事業者の運営状況

施設について状況は様々で、収入の減少があまりない施設もある一方、特に通所施設については、大きく減少している施設もあるときいている。

なお、居宅系サービスについては把握していない。

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

○ 認定審査会設置条例制定状況

・ 3月議会：15市町村、6月議会：29市町村

・ 7月上旬：県認定調査員研修会等の実施

② 施設の移行計画の状況

○ 移行相談の実施

○ 移行アンケート調査実施中

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況

○ 移行に向けた相談・支援の実施（例NPO法人設立研修会開催）

④ 経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

○ 移行に新事業、法定化に向け相談・支援の実施

3 その他

・ その他施行に伴う課題等がありましたら、適宜記載してください。

10月施行に係る政省令、告示、関係通知等を早急に提示願いたい。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	栃木県	担当課名	保健福祉部健康増進課・障害福祉課
担当者名	田崎宣明	連絡先	028-623-3490

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

- ◇ 事業者等から、利用者負担見直しによる利用抑制や利用中止が生じている旨の指摘はあるが、定量的な把握は未だできていない。
- ◇ 上限額管理や高額障害福祉サービス費の制度が、障害者や事業者から「複雑であり、理解できない。」等の声が多数寄せられている。

② 事業者の運営状況

- ◇ 事業者の運営状況について支払い事務を行う国保連によれば、4月サービス実績分で、5月中に請求があったものは、通常月に比べて60%程度だったが、5月サービス実績分は、通常月と同じ水準まで回復している。また、請求のなかった4月サービス実績分は、ほぼ6月中に請求があった。

請求事務に関する問い合わせ件数は、5月中は20件/日であったのが、6月になって10件/日程度まで落ち着いてきている。

なお、6月に入ってから、市町による審査事務が始まったためか、過誤調整等に関する市町からの問い合わせが増えている。

- ◇ 国から事業者指定の基準に関する情報提供が遅れたため、これらの内容を熟知・検討できていない事業者が多数存在する。

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

- ◇ 市町村審査会を既に開催した市町村は約4分の1。多くの市町村は審査会委員の選任が完了し、7月から審査会開催といった段階。なお、調査や意見書は先行して準備を進めている。

二次判定が介護保険に比べ複雑な判断を求められる上、障害程度区分の持つ意味が抽象的で各委員は審査判定に苦慮している。

② 施設の移行計画の状況

- ◇ 移行希望アンケートを4～5月にかけて実施し90%を超える回答率を得た。移行先事業はWSから得られる値と概ね同様の傾向となったが、「就労移行支援」や「雇用型」が少なめであった。施設団体との協議の場を設け、傾向等の分析を行う予定である。

- ◇ 指定基準や運営基準が未確定であることが上記結果の一因とも思われるが、検討を

先送りしようとしても、平成18年度の精神障害者社会復帰施設運営費補助金が急遽75%に削減されるなど、同補助金の先行きが不透明となっていることから、先に進むことも後戻りすることもできず、対応に苦慮している。

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況

◇ 地域活動支援センターへの移行は市町村の財政負担が大きいため、県では個別給付への移行を優先的に検討するよう助言している。しかし、職員体制や利用人員などの制約から個別給付への移行が困難な作業所も多く、精神の作業所は従来市町村との委託関係にないことから、新たに市町村事業に位置付けられるか懸念がある。

④ 経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

◇ 精神地域生活支援センターの多くは、地域活動支援センターへの移行を目指しているが、市町村と関係が希薄であった経過もあり、その状況は、作業所と同様である。

そのため、施設を整備する際、国庫補助を受けたところについては、補助金返納さえ考えているところも存在している。

3 その他

※ 参考となる資料があれば添付してください。

新体系移行希望アンケート集計結果

1 アンケート実施時期

平成18年5月

2 アンケートの対象・方法

趣旨等を事業者向け説明会(H18.4.17開催)で説明し、後日FAX又はメールで直接回答。
回答内容は「実際の移行を担保・拘束するものではない」前提で調査。

3 集計結果

(1) 入所施設の地域生活への移行

①集計対象施設 長期の入所が常態化している、身障療護、身障授産(入所)、
知的更生(入所)、知的授産(入所)、精神入所授産の5種

②回答率 施設数ベース 91.8% (45/49) 入所定員ベース 94.2% (2,598/2,758)

③退所者数見込み

年度	退所者数	退所者数累計	(対現入所定員比)
H18	87	87	(3.3 %)
H19	88	175	(6.7 %)
H20	189	364	(14.0 %)
H21	129	493	(19.0 %)
H22	81	574	(22.1 %)
H23	83	657	(25.3 %)

(基本指針：1割以上)

④入所定員削減見込み

年度	削減数	削減数累計	(対現入所定員比)
H18	41	41	(1.6 %)
H19	14	55	(2.1 %)
H20	155	210	(8.1 %)
H21	80	290	(11.2 %)
H22	26	316	(12.2 %)
H23	23	339	(13.0 %)

(基本指針：7%以上)

⑤入所定員削減後の方針

339 → GH・CH 221 + 削減のみ 118

(2) 福祉施設から一般就労への移行

①集計対象施設 14種

身障（更生、療護、入所授産、通所授産）

知的（入所更生、通所更生、入所授産、通所授産、福祉工場、小規模通所授産）

精神（生活訓練、入所授産、通所授産、小規模通所授産）

②回答率 施設数ベース 92.4% (109/118) 定員ベース 93.9% (4,630/4,929)

③一般就労への移行者数見込み

年度	移行者数	移行者数累計	(対現定員比)
H18	35	35	(0.8 %)
H19	55	90	(1.9 %)
H20	88	178	(3.8 %)
H21	76	254	(5.5 %)
H22	90	344	(7.4 %)
H23	90	434	(9.4 %)

(国の見込み：H23全国0.8万人)

(3) 新体系サービスへの移行時期・移行先

①集計対象施設 20種

身障（更生、療護、入所授産、通所授産）

知的（入所更生、通所更生、入所授産、通所授産、福祉工場、小規模通所授産）

精神（生活訓練、入所授産、通所授産、小規模通所授産、地域生活支援センター）

障害者デイサービス、障害者福祉作業所、精神障害者小規模共同作業所

重症心身障害児、国立更生援護

②回答率 施設数ベース 88.4% (206/233) 定員ベース 90.0% (6,635/7,371)

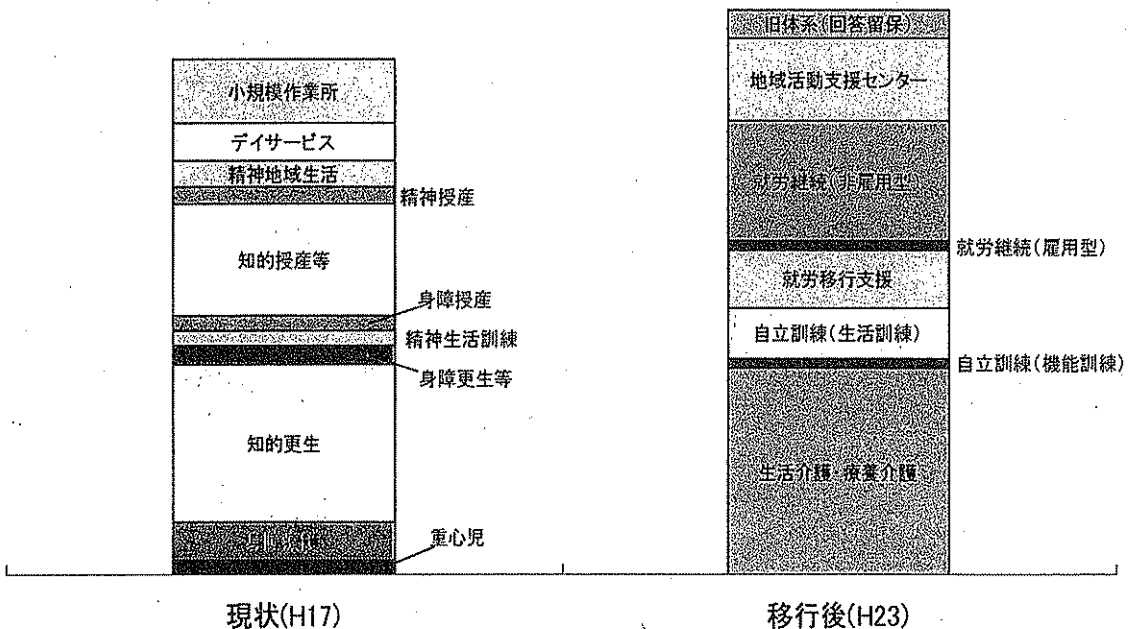
③新体系に移行する時期

年度	新体系に移行する割合	(定員ベース)
H18	45.3 %	
H19	66.5 %	
H20	83.7 %	
H21	91.6 %	
H22	93.1 %	
H23	95.2 %	

④移行先

新体系事業名	定員数	(構成割合)	(H23末時点)
生活介護・療養介護	2,653	(36.5%)	
自立訓練(機能訓練)	124	(1.7%)	
自立訓練(生活訓練)	647	(8.9%)	
就労移行支援	766	(10.5%)	
就労継続支援(雇用型)	104	(1.4%)	
就労継続支援(非雇用型)	1,566	(21.6%)	
地域活動支援センター	1,056	(14.5%)	
旧体系(回答留保)	350	(4.8%)	
合 計	7,266	(100.0%)	

現状事業と希望移行先



障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	群馬県	担当課名	障害政策課
担当者名	松場	連絡先	027-226-2640

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況
不明

② 事業者の運営状況
4月以降の請求事務があまりにも煩雑なため、4月の請求事務が未だ滞っているところもあると聞いている。

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況
5月に定調査員研修、6月に市町村審査員研修を実施し、現在、市町村においては、認定調査事務を進めているところである。
医師の意見書作成に多くの時間がかかり、審査会の開催が遅れているとも聞く。
(特に、医師から知的障害者に対する医師の意見書は書きづらいとの話があるとのこと)

② 施設の移行計画の状況
本県では、法律の施行に向け、事業者説明会を開催してきましたが、先日、障害福祉計画策定のため、移行希望調査を実施したところ、全国知的障害者福祉協会に加盟している施設からは、「現状のままでは移行できない」との回答で、計画策定に支障をきたしている。
また、その他の施設についても、「現時点は、不明確な点が多く、どの新サービスに移行したらよいか分からないという」施設が多い。

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況
＜精神障害者担当課＞
施設所在市町村、事業者及び県で協議する場を設け、それぞれの取組の進捗状況、今後すべきこと等を確認し、事業実施に向けた合意を図る予定。
＜身体・知的担当課＞
身体・知的の小規模作業所については、県単独補助事業による市町村設置となっており、現在、県として、事業のあり方について検討しているところである。

④ 経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況について記載してください。
＜身体・知的担当課＞
障害者デイサービス実施事業所に対し、移行調査を実施し、集計中であるが、その結果を踏まえて事業所と市町村とを交えて、今後の対応についてヒアリングを実施すべく計画している。
＜精神障害者担当課＞
市町村と事業者の委託契約の調整他解決すべき課題が多く存在し、対応に苦慮している。県としてできる支援策を検討中。

3 その他
・その他施行に伴う課題等がありましたら、適宜記載してください。

(要望)

- 1 新体系への移行調査について、全国知的障害者福祉協会に加盟している施設からの協力が得られていないので、厚労省と団体とで調整を行ってほしい。
- 2 市町村においては、支給決定にあたっての基準をどのように定めたらよいかわからず、混乱しているので、考え方等参考となるものを示していただけるとありがたい。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	埼玉県	担当課名	福祉部障害者福祉課
担当者名	清水	連絡先	Tel 048-830-3319

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

実態把握に努めている。

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

市町村審査会は6月議会までに全ての市町村が定数条例を提案。

審査会の広域化は4地域（22/71市町村）

② 施設の移行計画の状況

アンケートを実施、小規模作業所も含め80パーセント以上の施設から回答があったが、「判断材料が少なく回答できない」との声も多い。

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況

上記のとおりアンケート実施。地域活動支援センターについての情報が少なく、判断できないとの声が多い。特に、地方交付税で交付される額がはっきりしてもらえないと市町村との話し合いもできない。

なお、現行の県単独の小規模作業所への補助について、地域活動支援センターへの移行促進を念頭に、あり方の検討を行っている。

④ 経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

③と同様に地域活動支援センターに関する情報が少ないため、市町村における移行への対応が遅れている。障害者デイと日中預かり短期入所については、地域活動支援センターにおいて機能強化型を選択しての実施以外にその他の事業として実施する事業モデルもあることを市町村に提示している。

精神地域生活支援センターは、相談支援事業、地域活動支援センターへ円滑に移行できるように、市町村及び支援センターに対して説明会を実施している。

3 その他

その他施行に伴う課題等がありましたら、適宜記載してください。

- ・ 利用者負担の計算や請求事務が難解すぎて、施設、市町村共に困っている。
- ・ 10月以降の基準や取扱いなど細部について早期に示していただきたい。

- ・ 障害程度区分認定時の医師意見書について、知的障害者は主治医がない方も多く、意見書の収集が困難な例がある。
- ・ 地域生活支援事業に対する市町村の理解を徹底する必要があると感じている。
本事業については、地域の実情に応じて市町村が柔軟な対応が可能との説明がなされているが、現在まで国から提供されている情報（説明）では、事業の成果が十分に発揮されない可能性がある。県・市町村に対して必要かつ十分な情報提供に努めていただきたい。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	千葉県	担当課名	健康福祉部 障害福祉課
担当者名	黒岩 史郎	連絡先	043(223)2335

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

個別減免のせいか、利用状況に特に大きな影響は今のところ認められない。

②事業者の運営状況

通所系サービス事業所の減収・グループホームの日払制による影響が大きい。

2 10月施行に向けた取組状況について

①障害程度区分の認定状況

ほとんどが審査会の設置を終えているが、まだ未開催の市町村が約半数ある。

②施設の移行計画の状況

H18年中移行を計画56件/198 H19年中21件

③小規模作業所の移行に向けた対応状況

H18年中移行を計画23件/228 H19年中81件

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

地域活動支援センターの基準の詳細が未明につき移行を保留する事業所が多い。

3 その他

- ・ 福祉特区(介護保険事業所のデイサービスに障害者が相互利用)が地域活動支援事業とかの形で存続が認められる余地があるか
- ・ 児童デイサービスには、対象児童の比率につき規制が設けられるのかどうか
また、タイムケアには小学生も含めうるのか

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	東京都	担当課名	福祉保健局障害者施策推進部計画課
担当者名	久保	連絡先	03-5320-4324 (直通)

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況について

制度導入前の平成17年度都内通所施設の退所者実績は、一月当たり約21人（定員に占める割合0.67%）であり、各種アンケート調査の結果（民間団体等実施）は、特に多い人数とはなっていない。

知的障害者の入所施設では、医療費が高額になる場合、高額療養費制度による償還払いを受けることになるが、一時的に病院窓口での医療費の支払が必要になることから、償還払いを現物給付に変える等の検討が必要ではないか。

② 事業者の運営状況について

施設の運営状況は、法施行後間もないので、明らかな困難事例等は聞いていないが、通所施設では、日額化の影響（実際の利用率は、通所施設で80～85%程度。）が大きく、入所施設では、入院・外泊時の報酬額（7日目以降は無収入）が大きな減収につながっているときいている。

また、4月の法施行以前は、施設の入所者が医療機関に入院した際には、入院先からの要請によって、施設職員が一日一回程度入院先まで行き、身の回りの世話をすることもあった。しかしながら、法施行後は、このような対応が出来ないというケースがあるときいている。

2 10月施行に向けた取組状況について

①障害程度区分の認定状況

まだ把握していない。

②施設の移行計画の状況

アンケート結果を集計中。

③小規模作業所の移行に向けた対応状況

現在、作業所の法内化移行に向けた支援策について検討中。

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況について記載してください。

＜障害者デイサービスについて＞

- ・ 区市町村が設置主体となっているところが半数以上を占めており、移行先については、区市町村の判断に任せている。
- ・ 設置主体が法人の場合には、生活介護、地域活動支援センター、自立訓練（生活）、就労継続支援（非雇用型）等を主な移行先と考えているが、ほとんどの施設で利用者の障害程度区分が明らかにならないと、結論を出せない状況にある。
- ・ また、少数規模で実施しているところも多く、地域活動支援センターの定員条件を満たせず困っている状況もある。
- ・ 現段階で半数近くのところが区市町村と協議をしたうえで、移行先について検討している状況である。

＜精神障害者地域生活支援センターについて＞

- ・ 区市町村への事業移管に向け、区及び市の部・課長会等を通じ、事業移管の説明を行っている。（地域活動支援センターⅠ型の移行をお願い。）
- ・ 区市の大半は、相談支援体制については、7月から8月にかけて決定する予定になっているため、現時点で、現行の地域生活支援センターの事業移管については不明のところが多い。（やっと区市が動き出している様子。）
- ・ 地域活動支援センターⅠ型について、既に委託をしないことを決定している自治体がある。（1か所）

3 その他

- ・ 障害児施設の措置と契約の問題において、措置継続の判断が難しいケースがある。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	神奈川県	担当課名	障害福祉課
担当者名	大澤靖史	連絡先	045 (210) 4717

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① サービスの利用状況

- ・ 平成18年3月と同4月の支給決定実績を比較するとほぼ同水準で推移している。
- ・ その中では、精神障害者の居宅介護、外出介護に決定人数の伸びが認められる。

② 事業者の運営状況

- ・ 通所施設、グループホームについて、日額報酬制に伴い、収入減の声がある。

※ サービスの利用状況の詳細については、4月提供分の請求が出きっていないので、今後影響調査。

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

- ・ 9月までの審査判定対象者約18,000人に対し、5月末までに約2,800人の調査終了(約15.6%)
- ・ 5月末までの2次判定件数は577件
- ・ 2次判定における変更率は24.3%(身障12.9%,知的37.9%、精神38.9%)

② 施設の移行計画の状況

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況

④ 経過措置対象外事業所(障害者デイ、精神地域生活支援センター)

の移行に係る対応状況について記載してください。

}

当日補足します。

3 その他(その他施行に伴う課題等がありましたら、適宜記載してください。)

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	新潟県	担当課名	障害福祉課
担当者名	大沼	連絡先	025-280-5918

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

施設（身体、知的）の退所状況 20人（うち通所施設 17人）※5月23日現在

② 事業者の運営状況

- ・ 特に通所授産施設において、利用者負担が増えたことから、退所したり、利用を控えたりするケースが多く、また、日額化されたことにより、収入が大きく減っているとの訴えがある。
- ・ 精神障害者居宅生活支援事業の運営をしていた事業者にとっては、今回の制度改正により、手続方法等が大きく変わったため、制度施行当初においては、戸惑いや混乱がみられたが、現在のところ、概ね円滑な運営状況となっている。

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

- 人口規模の大きい市町村においては、7月までに審査会の運営が開始される。（当該市町村において、県内のサービス利用対象者の7割を占めている。）
- 障害程度区分認定に係る事務において、主治医がいない知的障害者について医師意見書の取得が困難であるとの報告がある。

<本県の状況>

- 主治医がいない又は主治医が障害に即した専門医でないケースが、知的障害者を中心に現在のところ2割弱程度見られる。
- 上記ケースについて、初診では意見書は書けないと再診の指示がある場合もあり、申請者の負担となっている。
- 初診のため診察が十分にできない中で作成された意見書に対し、審査会において内容不十分として再度意見書の作成を求められる。
- 協力医に意見書の作成依頼が集中しており、9月末までの支給決定について遅れが危惧される。介護保険のような医師意見書作成支援ソフトの開発について、医師からの要望がある。

<本県における対応>

- 県医師会長及び郡市医師会長に対し、障害者自立支援法における医師の関与（医師意見書の作成、市町村審査会委員の就任等）について協力要請。
- 主治医研修 …「医師意見書記載の手引き」を県下の全医師に配布。

- 県医師会報に記事掲載。

(「障害者自立支援法における医師意見書の作成について」 2、6月号に掲載)

- 市町村支援として、意見書の作成依頼時に添付する医師意見書についての説明資料を提示。

② 施設の移行計画の状況

- ・ 4月に「移行希望アンケート」を実施。具体的に移行を予定している事業者は数箇所にとどまり、未定との回答が多数を占めた。
- ・ 説明会において、新体系における各事業の説明の他、市町村の財源確保や委託等に係る協議が早急に必要である旨を伝えているところであるが、再度具体的な時期や、事業内容についての検討を依頼することとしている。
- ・ 事業者に対し、独自にアンケートやヒアリングを実施する市町村もある。

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況

- ・ 3月にNPO法人設立についての説明会を開催したが、保護者会などが運営している小規模なところが大部分で、法人格取得が進んでいない。今後、法人格を取得するか、社会福祉法人の傘下に入るか、方向性を模索している状況。
- ・ 市町村及び事業者対象の説明会において、地域活動支援センター等に係る、市町村の財源確保や委託等に係る協議が早急に必要である旨を伝えているところであるが、準備が進んでおらず、今年度の移行は困難な状況である。

④ 経過措置対象外事業所(障害者デイ、精神地域生活支援センター)の移行に係る対応状況

- ・ 障害者デイサービスについて、個別に移行準備状況を確認しているが、地域活動支援センターについては、これまでの報酬と比較すると財政的に厳しいこと、生活介護等の個別給付については、利用者の障害程度区分等が適合しない場合、利用できなくなる者が出てくることなどから、どちらにも移行しがたいと訴える事業者が多い。

また、中には、障害福祉サービス事業の運営をあきらめ、介護保険サービス等への転換も含めて検討しているところもある。

- ・ 地域活動支援センターへの移行については、利用者が複数の市町村にまたがる場合もあり、調整が遅れている状況。
- ・ 精神障害者地域生活支援センターについては、地域活動支援センターⅠ型への移行を想定しているが、上記と同様に、調整が遅れている。6月に開催した会議において、市町村に対し、至急の取組みを依頼したところであり、今後も移行に係る調整等を県からも働きかける予定。

3 その他

○ 以下の事項について、早急に整理し、お示しいただきたい。

- ・ グループホーム及びケアホームに関する具体的な運営基準

10月施行に向けて、事業者指定の範囲の整理、世話人の配置等検討する必要があるため、サービス管理責任者の具体像や、夜間体制確保の具体的な方法など、早急に示していただきたい。

- ・ 入所施設における定員の柔軟化の運用に関する詳細な取扱い

短期入所との関係、減算の取扱いなど、詳細を示していただきたい。

- ・ 報酬算定に係る取扱いの詳細

後になって解釈の変更が示されたり、通知等からは読めない取扱いがあったり、取扱いルールに十分な説明がなされていないことにより、事業者・市町村・都道府県ともに多くの時間が割かれている。4月施行分も含め、10月にはきちんと整理をし、通知等により示していただきたい。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	富山県	担当課名	障害福祉課（身体・知的） 健康課（精神）
担当者名	斉木 川津	連絡先	076-444-3212 076-444-3225

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

- ・ 施行前後の状況を比較すると、利用者数についてはほぼ横ばい。（但し、事業者からは退所や利用控えの懸念ありと聞いている）
- ・ 利用者負担については増加している。（特に通所施設の増加が大きいようである）
- ・ 個人レベルの負担の状況については今後調査予定だが、通所授産施設では負担額が作業工賃を上回るケースも少なくなく利用控えが懸念されている。

② 事業者の運営状況

- ・ 日払い方式や利用控えの影響を受け、施設・居宅事業者とも報酬が減となっている。
- ・ 施設を運営する法人からは今後の経営に対し不安の声が寄せられている。

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

- ・ 対象者の約15%について認定調査終了。市町村審査会も7月までに概ね設置。
- ・ 市町村審査会の開催は7月以降順次開催（2次判定をどのように行うか具体的なスキルがなく不安。研修内容もあいまい）
- ・ 県不服審査会の審査方法を模索中（マニュアル示されたい）

② 施設の移行計画の状況

- ・ 障害程度区分の結果、報酬体系の今後の見込み、地域生活支援事業や地域移行の受け皿となる基盤整備の見込みが不明であり、各施設の方針検討が遅れている。（特にデイサービス、日帰りショート入所の廃止についても混乱）

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況

- ・ 作業所は、新体系または地域活動支援センターへの移行を検討中。（零細な作業所が多いことから、合同で事業を実施することも含めて検討）
- ・ 新体系における事業者となるため、NPO法人化についてもあわせて指導
- ・ 移行先として想定される地域活動支援センターの財源が不確定であるため、新体系事業の指定要件を満たせない小規模作業所は、移行について不安がある。
- ・ 精神障害者地域生活支援センターの相談支援業務が地域活動支援センターへの移

行が想定されており、身体、知的の相談支援事業とは別立てになっているにも係らず、相談支援事業は3障害に対応することとなっているため、相談支援事業の整理がし難い。相談支援事業が3障害に対応するということは、障害別の専門家を3人雇用するということか。

④ 経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

- ・ 精神障害者地域生活支援センターについては、事業者と共同して全市町村を集めた「新体系への移行に係る勉強会」を開催した。今後は、障害福祉圏域毎に市町村を集めて勉強会を開催するよう働きかけている。
- ・ 障害者デイについては、地域生活支援センターへの移行を想定しているところも多いが、センターの運営に不明な点が多く流動的。
- ・ デイサービスなどで相互利用制度を利用していた事業者は4月から基準該当事業所となったが10月以降の取り扱いが不明である。

3 その他（施行に伴う課題等）

- ・ 地域生活支援事業について、市町村からは、内示額が示されない中では、予算が立てられないとの声が多い。こうした状態では、県として市町村指導が難しい。
- ・ 地域活動支援センターの基礎的事業及び小規模作業所の交付税措置について、平成18年10月以降は県分も含め、市町村に振り替えられると聞いているが、口頭説明のみで混乱している（市町村の予算措置についても不透明）
- ・ 10月移行の障害児施設の措置基準を明確にされたい。（各県の判断に委ねらるのであれば、他の児童施設との整合性から、一定割合を措置にせざるを得ない）
- ・ 精神障害者社会復帰施設運営費の国庫補助金について、新体系への移行を進めるため、急遽、下半期分について25%カットとなったが、その考え方を示していただきたい。（突然のカットは現場の混乱と制度改革に対する不信感を招くだけ）

（要望事項）

- ・ 法令・基準などで示されるべき内容が非常に遅い。県・市町村は、法令の定めを受けて各種の業務、あるいは規則や様式の改正を行う必要があり、作業時間も含めた速やかに提供されたい。
- ・ 重要度合いにかかわらず、メール等で大量の資料を送付され、留意または関係者に周知されたいという形では、重要な情報が埋もれて徹底されない恐れがあるので考慮されたい。
- ・ 利用者に直接影響するような重要な内容が事務連絡のFAXやQAで送られてくるが、事務連絡等では確定事項なのか判断が難しいものもあり、関係者への情報提供・周知に戸惑うものもある。（内容について十分な説明をお願いしたい。）
- ・ 従前示している考え方を、事務連絡の追加項目の※印で変更するなど、伝達手法が乱暴であり、周知徹底が難しい。利用者や事業者、市町村に影響が大きく、予算

等でも検討すべき問題などもあり、重要事項の提示方法に配慮されたい。

- ・ 取扱い方針や各種Q Aの重要事項の確定版を定期的に整理して全体を提示されたい（情報が錯綜している）
- ・ 就労訓練設備等の国庫補助協議などは、新体系移行のために極めて重要な内容と思われるが、照会からとりまとめの時間が非常に短いので考慮されたい。（各施設が移行計画が立てにくいなかでの補助協議も難しい）

（提案事項）

- ・ 制度施行後の利用状況や負担状況の実態把握が必要と考えており、今後詳細調査を予定しているが、各自治体独自に行うのではなく、国で全国調査・分析を行ったほうが各自治体の比較も可能となるので、国において速やかに調査をお願いしたい。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	石 川 県	担当課名	障害保健福祉課
担当者名	東 井	連 絡 先	076-225-1428

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

県では各市町に対して、利用者負担の実態について把握するための調査を行っており、遅くとも7月下旬には報告することとしている。

② 事業者の運営状況

身体障害者及び知的障害者施設（更生、授産）関係者が、県に対し、10月からの新体系への移行希望アンケート調査と障害程度区分の認定について現在の状況を説明のうえ、適切な指導を要請。

2 10月施行に向けた取組状況について

- ① 県内の19市町のうち、6月までに障害程度区分の認定を行っているところは、5市町となっている。

→（障害程度区分に対応する市町の支給基準の設定が問題）

- ② 法定施設に対して移行希望アンケート調査を行ったが、知的障害者施設からの回答が少なかったため、再度、問い合わせ中である。

- ③ 小規模作業所については、アンケート調査結果に基づき、今後、県内圏域ごとに圏域会議（7月初旬）を開催し、各事業所の内容について市町に伝えることとしている。

→NPO法人等の法人化の前提

- ④ 経過措置対象外事業所についても、アンケート調査結果に基づき、内容を精査し、市町と協議していくこととしている。

3 その他

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調査

自治体名	福井県	担当課名	障害福祉課
担当者名	白 崎	連絡先	0776-20-0339

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

- ① 利用者のサービスの利用状況
- ② 事業者の運営状況 について記載してください。
- ① 市町村や施設に状況確認したところ、全般的には今のところ大きな変化はないと見られるが、居宅サービスについては、利用料に含わせてこれまでのサービス利用を抑制する動きも見られる。
- ② 施設事業費が日額計算されることになったため、前年より減収となる施設が複数みられ、経営が大変になるという声も聞かれる。
また、一定以上の定員超過の施設が減算となることになったが、これについては、これまで定員を超えて入所者を受け入れてきていた施設には戸惑いも見られる。

2 10月施行に向けた取組状況について

- ① 障害程度区分の認定状況
- ② 施設の移行計画の状況
- ③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況
- ④ 経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況
について記載してください。
- ① 認定調査の開始：（全17市町のうち）
5月から2市町、6月から6市町、7月から6市町、8月から3市町
審査会の開催：（全7審査会のうち）
6月から1審査会、7月上旬から1審査会、7月中旬以降5審査会
- ② 4月～5月に施設に対して移行調査を実施。今後、施設からヒアリング等を行う。
- ③ 5施設のうち、1施設は社会福祉法人となった。他の施設は今後対応予定。
- ④ 今後、地域活動支援C.をどうするか、市町ごとに調整を図る予定である。
（県内の現状：障害者デイ16か所、精神地域生活支援C.7か所）

3 その他

- ・その他施行に伴う課題等がありましたら、適宜記載してください。
- ・大幅な制度改革の割には準備期間が短く、利用者負担などの仕組みも複雑なため、市町

村、事業者等にとって負担が大きく、混乱も見られた。

・ 県内の利用者の中にも受給者証記載に誤りのあった事例もあったと聞いている。（その後、適切に修正したとのこと。）

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	山梨県	担当課名	障害福祉課
担当者名	三井博志	連絡先	055-223-1460

施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

自己負担金の増加を理由として、4月1日以降6月1日までの間に5名が退所（身体通所授産1名・知的デイ2名・児童デイ2名）し、デイサービスでは、利用回数を控える利用者がいるようである。

② 事業者の運営状況

前年度、同時期に比べ、減収になっている事業者も出ている。

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

○各市町村とも現在認定調査員による調査に入った段階。

市町村審査会について、県では5月下旬から審査会ごと（県内11審査会）に研修を実施しており、7月上旬に終了する予定。

② 施設の移行計画の状況（移行希望アンケートより）

○身体療護【6施設】

1施設65人（生活介護59人・自立訓練（機能訓練）6人）

○身体通所授産【5施設】

2施設80人（生活介護22人・自立訓練（生活訓練）20人・就労移行支援12人・就労継続支援（非雇用型）26人）

○知的入所更生【14施設】

4施設206人（生活介護186人・自立訓練（機能訓練）19人・就労移行支援1人）

○知的入所授産【4施設】

1施設40人（就労移行支援6人・就労継続支援（非雇用型）34人）

○知的通所授産【28施設】

7施設155人（生活介護20人・自立訓練（機能訓練）5人・自立訓練（生活訓練）35人・就労移行支援23人・就労継続支援（非雇用型）72人）

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況（移行希望アンケートより）

○小規模作業所【27施設】

7施設97人（NP0法人5施設・社団法人1施設・社会福祉法人1施設）（生活介護6人・就労移行支援6人・就労継続支援（雇用型）10人・就労継続支援（非雇用型）18人・地域活動支援センター57人）

- ④ 経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る
対応状況 （移行希望アンケートより）

○身体デイサービス【12施設】

12施設167人(生活介護120人・自立訓練（機能訓練）7人・自立訓練（生活訓練）20人・地域活動支援センター20人)

○知的デイサービス【8施設】

8施設105人(生活介護51人・自立訓練（機能訓練）14人・自立訓練（生活訓練）35人・地域活動支援センター5人)

3 その他

・その他施行に伴う課題等がありましたら、適宜記載してください。

- ① 施設基準などに不明な点が多く事業者等が混乱している。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調査

自治体名	長野県	担当課名	社会部障害福祉チーム
担当者名	小松健一	連絡先	026-235-7104 (直) fukushi@pref.nagano.jp

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

①利用者のサービスの利用状況

・利用者は、4月からの利用者負担増加により、ホームヘルプサービス、通所授産、デイサービスなどのサービス量を減らしている。また、通所の食事を減らしたり、通院回数を減らしたりしている。

②事業者の運営状況

・報酬単価の減額、日割り計算の導入により、収益が大幅に減り、経営が困難になっている。特に通所施設では、4月から月額制から日額報酬制に変更され、概ね1割減収となっており、新事業体系へ移行後は3割減収が予想されている。

- ・多くの事業所は、減収分を人件費の削減（人員削減、パート化等）で対応しようとしている。
- ・維持管理費も負担となっている。

2 10月施行に向けた取組状況について

①障害程度区分の認定状況

・長野県内10圏域で審査会を設置。6月中に9圏域で審査会を開催し、障害程度区分判定を行う。

②施設の移行計画の状況

・4月中の移行希望調査では、知的施設等からの協力が得られず事務が進んでいない。

③小規模作業所の移行に向けた対応状況

・18年度は現行県単補助制度を継続。19年度以降は、現在関係者による「共同作業所在り方検討会」で協議をしており、その結果を踏まえ支援策を検討する予定。実利用人員を確保できないなど新体系に移行することができない作業所と市町村事業である地域活動支援センターへの対応及び新体系への移行促進支援なども考慮し、県として必要な支援策を検討中。

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

- ・障害者デイは、4月の移行希望調査結果を市町村に情報提供した。県の伝達会議などで円滑な移行への取組みを要請する。
- ・精神地域生活支援センターは、7月に所在市町村及び所轄保健所の担当者を招集し、打ち合わせ会議を行う予定。
- ・障害者総合支援センター（相談機関）は平成19年4月から市町村へ移管するため、圏域ごとに調整中。

3 その他

・知的及び精神障害者の障害程度区分が適正に判定されず、低くなるおそれがある。また、審査会での判定の変更基準が不明確なため事務局職員、委員が混乱している。

・社会福祉法人減免は2以上の事業所を利用すると減免効果がない、個別減免で預貯金は将来への備えとしており減免要件とすることに抵抗感が強い。

・施設の新事業体系の報酬単価が低いため、移行後の事業運営が困難となるおそれがある。

・共同作業所、デイサービスセンターなど小規模事業者が新体系に移行する場合、要件（定員等）を満たすことが困難である。地域活動支援センターの位置づけ、設置方法、財源が不明確のため市町村が混乱している。

・利用者負担の上限管理など事業者の請求事務、市町村の審査支払事務が繁雑で事務量が増大し、事業者、市町村の事務負担が大きい。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	岐阜県	担当課名	障害福祉課
担当者名	谷口 哲一	連絡先	自立支援担当（内線2615・2616）

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

負担については別紙「障害者自立支援法の施行状況」のとおり

通所サービスにおける利用回数等は調査中

② 事業者の運営状況

現在調査中

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

審査会設置及び認定審査会開催状況は別紙「市町村審査会関係予定一覧」のとおり

ただし、障害者団体、知的・精神障害者サービス提供事業所等から、障害の特性が認定区分に反映されない等の苦情多数。

② 施設の移行計画の状況

移行希望アンケートを実施するも、知的障害者関係事業所からの回答が得られず、障害福祉計画の作成に支障をきたしている。

他の施設は、平成21年度に移行する事業者が多いと思われる。

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況

障害者自立支援法施行説明会を圏域ごとに開催。

今後移行準備研修会を3段階にわけて実施予定。

④ 経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

障害者デイについては、全事業所を対象に説明会を開催。

市町村には小規模作業所を含めた、経過措置対象外事業所の10月1日以降の利用者及び事業所の対応を検討するよう説明会を開催。

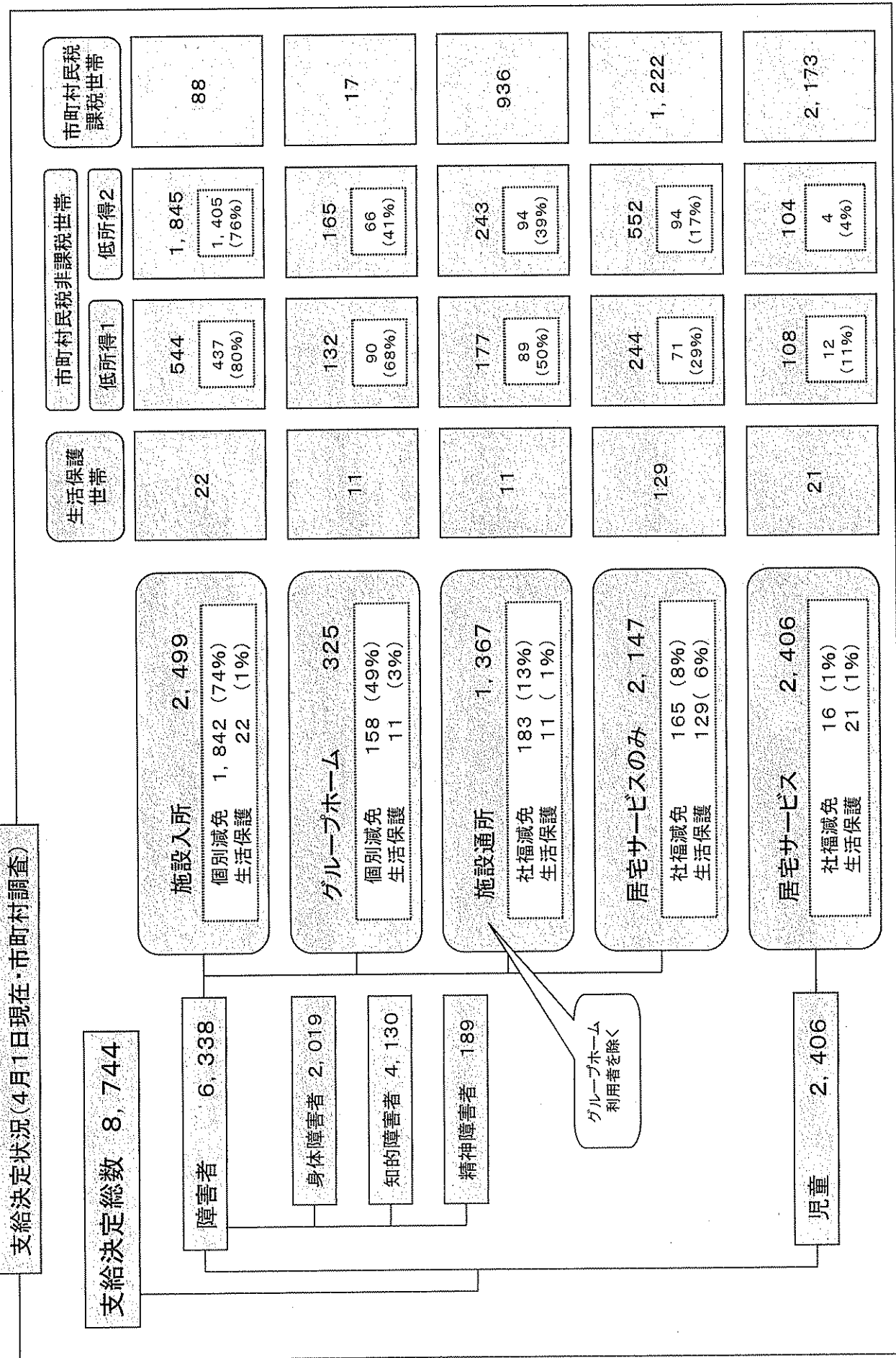
⑤ 地域生活支援事業

5圏域ごとに、市町村と委託事業者との協議の場を設けて調整。

3 その他

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法の施行状況(1)



障害者自立支援法の施行状況(201)

平成18年6月
岐阜県障害福祉課

利用者負担状況(4月1日現在・事業所調査) ※()は3月分

県立施設の事例

知的障害・更生入所 100人

低所得1・2 99 (99%)
生活保護 1 (1%)

個別減免 95 (95%)

平均

最高

最低

計

48,930
(43,731)

5,199

定率負担

7,089
(43,431)

食費・光熱水費

44,541
(0)

その他実費

300
(300)

身体障害・療護入所 50人

低所得1・2 47 (94%)
生活保護 1 (2%)

個別減免 27 (54%)

平均

最高

最低

58,643
(34,576)

24,067

14,609
(34,368)

43,826
(0)

208
(208)

身体障害・授産入所 39人

低所得1・2 36 (92%)
生活保護 1 (3%)

個別減免 31 (79%)

平均

最高

最低

52,570
(22,303)

30,267

10,259
(22,303)

42,285
(0)

26
(0)

57,210
(0)

500
(0)

13,758
(0)

0
(0)

障害者自立支援法の施行状況(2の2)

平成18年6月
岐阜県障害福祉課

利用者負担状況(4月1日現在・事業所調査) ※()は3月分

県立施設の事例

知的障害・更生通所 26人

低所得1・2 17 (65%)
生活保護 1 (4%)

社会福祉法人等減免 6 (23%)
個別減免(グループホーム) 7 (27%)

身体障害・授産通所 21人

低所得1・2 10 (48%)
生活保護 0 (0%)

社会福祉法人等減免 8 (38%)

知的障害・グループホーム 5人

低所得1・2 6 (100%)
生活保護 0 (0%)

個別減免 4 (80%)

計

増額分

定率負担

食費・光熱水費

その他実費

平均

最高

最低

平均

最高

最低

平均

最高

最低

9,030
(0)

9,030

4,493
(0)

3,089
(0)

0
(0)

16,031
(0)

16,031

10,081
(0)

6,300
(0)

0
(0)

2,788
(0)

2,788

0
(0)

0
(0)

0
(0)

19,146
(105)

19,041

11,225
(105)

8,755
(0)

0
(0)

29,400
(2,200)

29,400

16,700
(2,200)

14,972
(0)

0
(0)

11,370
(0)

11,370

0
(0)

0
(0)

0
(0)

1,356
(0)

1,355

1,356
(0)

従来から
自己負担

家賃
13,600

5,400
(0)

5,400

5,400
(0)

従来から
自己負担

家賃
13,600

0
(0)

0

0
(0)

従来から
自己負担

家賃
13,600

障害者自立支援法の施行状況(2の3)

平成18年6月
岐阜県障害福祉課

利用者負担状況(4月1日現在・A市調査) ※()はH17年4月分		総費用額 (報酬総額)	利用者負担 (定率)	負担率	増額分 (同一者)
身体障害・居宅 24→22人 (H17→H18)	平均	129,502 (114,968)	8,078 (1,516)	6.2% (1.3%)	5,063
	最高	912,480 (912,000)	37,200 (10,800)		37,200
	最低	3,000 (1,530)	300 (0)		▲10,320
知的障害・居宅 10→11人 (H17→H18)	平均	51,645 (36,941)	4,336 (20)	8.4% (0.1%)	4,863
	最高	118,400 (109,900)	11,840 (200)		9,926
	最低	940 (2,310)	0 (0)		0
精神障害・居宅 0→7人 (H17→H18)	平均	38,880 (—)	3,888 (—)	10.0% (—)	3,888
	最高	107,000 (—)	10,700 (—)		10,860
	最低	800 (—)	80 (—)		320
計		92,232 (92,019)	6,316 (1,076)	6.8% (1.2%)	4,780

障

害

者

障害者自立支援法の施行状況(2の4)

平成18年6月
岐阜県障害福祉課

利用者負担状況(4月1日現在・A市調査) ※()はH17年4月分						
児 童	居 宅 18→12人 (H17→H18) 低所得1・2 1 (8%) 上限額到達者 0 (0%)	平均 最高 最低	総費用額 (報酬総額)	利用者負担 (定率)	負担率	増額分 (同一者)
			23,158 (17,573)	2,315 (1,959)	10.0% (11.1%)	665
			40,810 (45,770)	4,081 (10,300)		4,120
			1,770 (3,600)	177 (0)		▲4,195

市町村審査会関係実施予定一覧(18.6.20現在)

市町村名	初回実施日	既審査件数	市町村審査会の設置				構成
			設置時期	設置方法	人数	合議体	
岐阜市	5月9日	110件	済	単独	16	2	整形外科医師、精神科医師、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、大学教員
大垣市	6月1日	24件	済	単独	5	1	医師等
高山市	5月12日	28件	済	高山市・白川村	10	2	医師等
多治見市	7月12日		済	単独	10	2	医師等
関市	7月6日		済	関市・美濃市で共同設置	17	4	内科医師・歯科医師・社会福祉施設職員
中津川市	7月中旬		済	中津川恵那広域行政推進協議会	10	2	医師・理学療法士・介護福祉士・社会福祉士・社会福祉主事
美濃市	7月6日		済	関市・美濃市で共同設置	17	4	内科医師・歯科医師・社会福祉施設職員
瑞浪市	6月14日	4件	済	土岐市・瑞浪市障害者自立支援認定審査会	12	2	医師等
羽島市	7月初旬		7月	羽島市・岐南町・笠松町で共同設置	16	2	整形外科医師・精神科(内科)医師・作業療法士・保健師・看護師・社会福祉士
恵那市	7月中旬		済	中津川恵那広域行政推進協議会	10	2	医師・理学療法士・社会福祉主事・介護支援専門員
美濃加茂市	7月中旬		済	美濃加茂市・可茂郡7町村	20	4	医師・保健士・ワーカー・精神保健福祉士
土岐市	6月14日	2件	済	土岐市・瑞浪市障害者自立支援認定審査会	12	2	医師、看護師、理学療法士、介護福祉士、精神保健福祉士、社会福祉士、福祉施設職員
各務原市	7月初旬		済	単独	15	3	精神科医師・整形外科医師・社会福祉施設関係者・社会福祉士・言語療法士・社会福祉士・看護師・身体障害者相談員・ソーシャルワーカー・精神保健福祉士・ホームヘルパー
可児市	7月初旬		済	可児市・御嵩町	36	5	各合議体医師3、歯科医2、保健福祉職2、(交代制)
山県市	6月8日	13件	済	単独	4	1	医師・社会福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員
瑞穂市	6月5日	2件	済	本巣市・瑞穂市・北方町(もとす広域連合障害程度区分認定審査会)	12	1	医師・1級ヘルパー・准看護師・その他(精通者)
飛騨市	7月下旬		済	単独	8	1	精神科医・内科医・精神保健福祉士・社会福祉士・保育士・社会福祉主事
本巣市	6月5日	10件	済	本巣市・瑞穂市・北方町(もとす広域連合障害程度区分認定審査会)	12	1	医師・1級ヘルパー・准看護師・その他(精通者)
郡上市	6月28日		済	単独	9	1	精神科医師・整形外科医師・歯科医師・精神保健福祉士・保健師・社会福祉士・養護学校職員・施設職員(2)
下呂市	7月13日		済	単独	20	1	精神科医、内科医師、福祉施設職員、看護者
海津市	9月初旬		9月	単独	10	2	医師・身体障害者福祉関係者・知的障害者福祉関係者・精神障害者福祉関係者
岐南町	7月初旬		7月	羽島市・岐南町・笠松町で共同設置	16	2	整形外科医師・精神科(内科)医師・作業療法士・保健師・看護師・社会福祉士
笠松町	7月初旬		7月	羽島市・岐南町・笠松町で共同設置	16	2	整形外科医師・精神科(内科)医師・作業療法士・保健師・看護師・社会福祉士
美宅町	8月下旬		8月	単独	5	1	精神科医等
垂井町	7月		7月	関ヶ原町・垂井町で共同設置	5	1	精神科医師、社会福祉士、学識経験者
関ヶ原町	7月		7月	関ヶ原町・垂井町で共同設置	5	1	精神科医師、社会福祉士、学識経験者
神戸町	7月下旬		済	安八町・輪之内町・神戸町で共同設置	5	1	医師・元障害施設職員等
輪之内町	7月下旬		済	安八町・輪之内町・神戸町で共同設置	5	1	医師・元障害施設職員
安八町	7月下旬		済	安八町・輪之内町・神戸町で共同設置	5	1	医師・元障害施設職員
揖斐川町	7月中旬		7月	単独	10~15	2	医師等
大野町	7月		7月	単独	5	1	整形外科医師・内科医師・精神科医師・精神保健福祉士・看護師
池田町	8月初旬		7月	単独	5	1	医師・精神科医師・保健師(精神保健福祉士)・社会福祉士・知的施設職員
北方町	6月5日	0件	済	本巣市・瑞穂市・北方町(もとす広域連合障害程度区分認定審査会)	12	1	医師・1級ヘルパー・准看護師・その他(精通者)
坂祝町	7月中旬		済	美濃加茂市・可茂郡7町村	20	4	医師・保健士・ワーカー・精神保健福祉士
富加町	7月中旬		済	美濃加茂市・可茂郡7町村	20	4	医師・保健士・ワーカー・精神保健福祉士
川辺町	7月中旬		済	美濃加茂市・可茂郡7町村	20	4	医師・保健士・ワーカー・精神保健福祉士
七宗町	7月中旬		済	美濃加茂市・可茂郡7町村	20	4	医師・保健士・ワーカー・精神保健福祉士
八百津町	7月中旬		済	美濃加茂市・可茂郡7町村	20	4	医師・保健士・ワーカー・精神保健福祉士
白川町	7月中旬		済	美濃加茂市・可茂郡7町村	20	4	医師・保健士・ワーカー・精神保健福祉士
東白川村	7月中旬		済	美濃加茂市・可茂郡7町村	20	4	医師・保健士・ワーカー・精神保健福祉士
御嵩町	7月上旬		済	可児市・御嵩町	36	5	各合議体医師3、歯科医2、保健福祉職2、(交代制)
白川村	5月12日	0件	済	高山市・白川村			

審査会数	うち設置済
23	6

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	静岡県	担当課名	障害者プラン推進室
担当者名	田光祥浩	連絡先	054-221-3599

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

入所者について、施設や市町村から、所得区分一般で所得の低い方、また、市町村民税非課税世帯で個別減免、社会福祉法人減免の対象にならない方の負担が大きいとの情報が寄せられている。

通所者については、利用日数を減らすことにより負担を調整している情報が寄せられている。

② 事業者の運営状況

4月から定員を増やし、より多くの通所者を確保しようとしている施設もあれば、4月分の請求事務の県への問い合わせの中で、請求金額を計算して初めて請求額を認識した施設もあり、対応に格差が見られた。

また、報酬の日払化による請求事務の複雑化によって、事業者・施設へかなりの事務負担がかかっている。

* 4月の請求事務に係る問合せの内容を踏まえ、上限額管理事務を中心に、出先事務所単位で市町村、事業者別に相談会を実施。

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

サービス利用者数に十数人から数百人と市町村に大きな差があり、準備状況も異なるが、既に市町村審査会を開催しているところもある。

市町村審査会関係では、二次判定における区分変更の明確な基準がないため、対応に苦慮していると聞いている。

医師意見書の作成について地元医師会との調整に時間がかかった市町村もあるなど、準備期間が少ない中で対応に追われている状況にある。

② 施設の移行計画の状況

障害福祉計画に係るアンケート調査はすべての施設から回答を得ているが、指定基準、入所者の障害程度区分、多機能型の運営等不明な部分が多く、苦慮している状況にある。

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況

障害福祉計画に係るアンケート調査の結果、障害福祉サービス事業所または地域活動支援センターへの移行を検討している。

障害福祉サービス事業所への移行については事業所の判断で準備を進めているが、地域活動支援センターへの移行は市町村の実施準備がほとんど進んでいないため、苦慮している状況にある。

報酬の日払化による請求事務の複雑化によって事務負担等に不安を持ち、新体系への移行を躊躇するところもある。

- ④ 経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

障害者デイサービスについては、生活介護等の障害福祉サービス事業所または地域活動支援センターへの移行を検討しており、精神地域生活支援センターの多くは地域活動支援センターへの移行を想定している。

地域活動支援センターへの移行は、市町村の実施準備がほとんど進んでいないため、苦慮している状況にある。

3 その他

- ① 地域生活支援事業について、市町村では、対象者、基準額、利用料等の実施基準については、地域格差を無くした方が利用者が平等なサービスを受けられるため、統一基準のもと実施されたいとの意見が多い。
- ② 障害福祉サービス利用の支給基準の作成について、市町村では、障害程度区分が支給量やサービス内容にどう反映されるのか不明であり、また現状では参考とするものがないことから、支給基準の設定は極めて難しい状況となっている。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	愛知県	担当課名	障害福祉課
担当者名	曾我	連絡先	052-954-6317

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

各市町村に照会し、現在集計中。

② 事業者の運営状況

入所施設・通所施設を対象に照会し、現在集計中。

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

愛知県としては把握していない。

② 施設の移行計画の状況

今年度、342施設に対し、新体系への移行予定についてアンケートを行った。

現段階での移行計画は、18年度：156施設（45.6%）、19年度：57施設（16.7%）

20年度：28施設（8.2%）、21年度：43施設（12.6%）、22年度：7施設（2.0%）

23年度（未定を含む）：51施設（14.9%）となっている。同時に、利用者の移行予定サービスについても、アンケートを行った。

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況

今年度、172事業所に対し、新体系への移行予定についてアンケートを行った。

現段階での移行計画は、18年度：30事業所（17.4%）、19年度：84事業所（48.8%）、20年度：11事業所（6.4%）、21年度：11事業所（6.4%）、22年度：7事業所（4.1%）、23年度：4事業所（2.3%）、移行なし：25事業所（14.5%）となっている。

また、利用者の移行予定サービスについても、アンケートを行った。

④ 経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

障害者デイについては、事業所及び利用者の移行予定についてアンケートを行い新体系への移行を促している。精神地域生活支援センターについて、現在県所管は9箇所あり、市町村の委託について福祉圏域を中心に調整している。

3 その他

・相談支援事業（交付税対応）単価が示されていないため、市町村としては算定しにくい。

・委託料が十分でないと、移行できない事業所がでてくると思われる。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	三重県	担当課名	健康福祉部障害福祉室
担当者名	稲垣裕久	連絡先	電話059-224-2266

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

利用者負担の増加が理由で施設を退所する利用者の状況について調査した。
結果は別添のとおり。

② 事業者の運営状況

各事業者から単価が低いので経営が苦しいという苦情が多く寄せられている。

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

4～5月に、県主催で認定調査員、審査会委員の研修を行なった。
県内市町の認定審査会の設置状況は別添のとおり。
既に、多くの市町で認定調査を始めている。

② 施設の移行計画の状況

5月に、県主催で各施設等（小規模作業所、障害者デイ等）に対する新体系の説明会を実施した。また、個別相談日を設け移行についてアドバイスを行なった。

移行アンケートは、6月末までに提出していただくようお願いしている。

各施設等からは、単価が低いことや新体系の人員、設備等の基準が明確でないことから、移行についてはっきりとした意思表示ができないという意見が多く聞かれた。

② 小規模作業所の移行に向けた対応状況

同 上

③ 経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

同 上

障害者デイは、事業者、市町からの移行相談が多く寄せられている。生活介護を含めた多機能型や、地域活動支援センターへの移行についての相談が多い。精神地域生活支援センターについては、圏域ごとに相談支援事業として運営していく方向で協議をしている。

3 その他

〔利用〕者負担創設改正による負担増を理由とした退所・退所予定者等の人員（平成18年5月31日現在、調査結果）

計75名

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	滋賀県	担当課名	障害者自立支援課
担当者名	橋本 耕市	連絡先	077-528-3543

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

県独自に実態調査を行い、施行前後の退所状況を各施設から報告を受ける予定。幾つかの通所施設の運営者から、利用控え（利用者負担の額を計算して週5日→4日などに調整するなど）があるという報告を受けている。

② 事業者の運営状況

一部の施設から状況報告を受けたところ、入所施設では対前年同月で約5%の減収、通所施設では、10%を超える減収となっているとのこと。各施設の3月から5月の収支状況を調査する予定。

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

認定調査員研修（前年度2回、今年度2回）、審査会委員研修（前年度2回、今年度2回）を実施し、体制整備への支援を行った。認定調査は、市町の職員・相談支援事業所への委託で実施されている。市町村審査会は、6月から一部の市で始まっている。調査員の質のバラツキ、二次判定の基準の不明確さを指摘されている。区分認定に対する不服申立（県知事への審査請求）はまだ上がっていない。

② 施設の移行計画の状況

各事業者に対して実施した新体系に向けた移行アンケート調査結果の集計を6月上旬に終えたところである。今後はこの結果を基に、各圏域毎に移行に向けた調整を図ることとしている。さらに、県の基盤整備の考え方を示し、これを基にした市町の計画目標数値とのすり合わせを、できる限り個々の事業者と行っていく予定である。

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況

○県下の福祉圏域単位に作業所の移行についての説明会を開催。（4月）

- ・作業所の移行先としては、訓練等給付事業と地域活動支援センターが考えられるが、国が示す地域活動支援センターのモデルでは、現行の県制度の補助水準が確保できず移行が困難であるため、県の独自措置を検討する。

○作業所関係団体との意見交換会の開催（4月7日・5月17日）

○作業所関係者との意見交換会の開催（6月19日）

- ・移行にあたっての課題、問題点を把握するための共同作業所等との意見交換会の開催。
実態調査の実施を予定している。

○地域活動支援センター等の独自措置の検討

④ 経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

- ・障害者デイについては、福祉圏域単位で広域整備してきた経緯があり、生活介護（多機能型含む）への移行を検討する地域、地域活動支援センターを基礎的事業として市町独自に委託料の加算を検討している地域など様々。県の地方機関が事務局を担う「障害者サービス調整会議（地域自立支援協議会の前身）」で協議が進められている。

- ・精神障害者地域生活支援センターについては、県内に8箇所（今年度中に10箇所となる予定）あるが、一般相談事業分としての市町からの委託予定については、各市町で事業実施の形態や予算計上について、方針が定まっている地域や未だの地域もある。また、専門相談事業分（県の地域生活支援事業として検討）の事業実施についても現在検討中である。今後、地域活動支援センターⅠ型等の考え方や地域の特性等を勘案したうえで、県としての方向性を示す予定である。

3 その他

関係団体や親の会などとの話し合いでは、10月施行の新体系移行の課題として「4人規模の小規模グループホームの運営についての不安」「精神障害者社会復帰施設の運営についての不安」が出されています。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	京都府	担当課名	障害者支援室
担当者名	白敷宗雄	連絡先	075-414-4598

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

- 福祉サービス受給者証（実施主体：各市町村）・・・全て発行済み
- 更生医療受給者証（実施主体：各市町村）・・・全て発行済み
- 育成医療受給者証（実施主体：京都府）・・・全て発行済み
- 精神・通院医療受給者証（実施主体：京都府）・・・95%発行済み(8,798/9,253)

② 事業者の運営状況

- 請求事務については、現時点において特に大きな混乱の報告は無し。

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

- 審査会設置・・・済み
- 認定調査及び審査会運営・・・現在各市町村において実施中。
 - ・障害特性を踏まえた調査項目について、不十分との報告あり。
 - ・知的、精神障害者等について、必要なサービスが支給されるかどうか不安との団体の意見あり。

②施設の移行計画の状況

- 移行調査結果を分析中。
 - ・運営費について、支援費制度と比較し、今回、減額となるため運営に影響が出る。また、移行できないとの声あり。

③小規模作業所の移行に向けた対応状況

- 移行調査結果を分析中。

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

- 利用者負担をはじめ、市町村が混乱しないよう国においてガイドラインを示すようにとの要望あり。

3 その他

- ・大都市特例の廃止等都により都道府県事業になるものについては、事業実施がスムーズに行えるよう該当の都道府県に対し、十分な財政措置をされたい。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	大阪府	担当課名	障害保健福祉室計画推進課
担当者名	久堀 雅弘	連絡先	06-6944-2362

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

①利用者のサービスの利用状況

- ・サービスの利用については、施行前に比べ利用が低下している状況にあると、府内市町村から聞いている。利用者負担の増加により、サービスの利用を手控える事態が起こっているのではないかと考えられる。

②事業者の運営状況

- ・施設においては、毎月概ね100万円を超える減収（別紙参照）となっており、施設関係者からも「運営していけない状況である」と懸念の声が挙がっている。また、施設における食事提供については、18年4月から、利用者の希望に対する応諾義務となったことに伴い、食事提供希望者が減少した場合には、給食費が減収し、調理員を配置している施設では、給料を支払うことが困難な状況となっている。
- ・グループホームについても、府における4人定員の事業所の標準的な運営収入を試算すると、国の報酬基準分だけでも年間約190万円の減額となり、安定した運営の継続が困難な状況となっている。
- ・一方、居宅介護の事業者においても、利用者負担の増加から利用者がサービス利用を手控えることにより収入減となっており、事業者指導担当課にも事業者から相談が寄せられている。

2 10月施行に向けた取組状況について

①障害程度区分の認定状況

- ・府内の市町村においては、障害程度区分の認定の際に、一次判定から二次判定にかけて区分変更が行われた事例が多く挙がっており、区分が2ランク以上上がった事例も多く見られる。
- ・特に、知的障害者・精神障害者において、大幅な区分変更が行われるケースが多い。

②施設の移行計画の状況

- ・就労移行支援事業への移行促進のためには、訓練プログラムの再延長を可能とする等、利用の要件を緩和していただく必要がある。
- ・精神障害者の利用する自立訓練給付や就労移行支援事業の訓練期間の長期化について、国において、精神障害者の実態に合わせた独自の基準を設けていただく必要がある。
- ・就労継続支援（雇用型）については、非雇用型よりも単価を高額に設定していただかなければ、雇用型への移行が促進されない。

③小規模作業所の移行に向けた対応状況

- ・小規模作業所に係る現行の補助単価を、地域活動支援センターⅢ型の委託料・補助金の額（750万円）よりも低く設定するなど、府単独の補助制度を見直すことにより、地域活動支援センターへの移行を促進していく。

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

- ・障害者デイについては、実際の利用状況は5人程度であるため、定員15名の基準は、大変厳しいものとなっている。（→デイについても、基準該当事業所の制度を創設すべき。）
- ・精神の地域生活支援センターについては、地域活動支援センターⅠ型への移行について、府内市町村に対し委託事業として実施するよう促しているが、1200万円では事業継続が困難なこと、急な事業転換は困難なこと、現時点で利用定員要件を満たしていない支援センターがあることなどから、委託が困難な状況である。

3 その他（施行に伴う実務上の課題等）

（1）自治体への情報提供

- ・政省令、告示の公布時期、運用に係る通知や事務連絡、Q&A等の都道府県への情報提供時期が遅く、また、唐突であるため、市町村や事業者の実務等に混乱を来している。

（2）都道府県介護給付費等不服審査会

- ・都道府県介護給付費等不服審査会について、審査対象となる事案の範囲や審査基準等、運営に係る具体的な内容が明らかになっていない。

（3）障害程度区分の認定

- ・障害程度区分の認定システムについては、知的障害や精神障害の特性を十分に踏まえた調査項目や認定システムとなっていないため、障害種別により判定結果に差が生じる状況となっている。
- ・障害程度区分の二次判定における区分変更の例については、変更の根拠が示されておらず、また、2段階上がる例も示されていないため、審査会の判定において参照しづらいものとなっている。
- ・意見書を作成してもらえる医師が少ない（特に、知的障害者）上、作成にも時間がかかっている。

（4）事業者指導・指定

- ・事業者に対する指導指針が示されていない。
- ・新体系サービスへの移行に係る定款変更のルールが示されていないので、NPO法人の定款変更が10月に間に合わなくなる。

※ その他、新制度における事業運営にあたり、下記の事項等が課題であると考えている。

- (1) 精神障害者社会復帰施設等運営費及び小規模通所授産施設等運営費の平成18年度下半期の国庫補助金の確保
- (2) 報酬基準及び単価の見直し（グループホーム・ケアホーム、障害者施設、障害児施設 他）
- (3) 介護給付事業及び訓練等給付事業等への移行要件の緩和（障害者デイサービス、小規模通所授産施設、就労継続支援（雇用型）の誘導方策、地域活動支援センター事業の移行要件の緩和） 等

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者施設の減収の状況について

○主な障害者施設の昨年4月収入実績と比較した今年度4月分の 平均減収額と減収率

・身体障害者療護施設	平均減収額	1,259千円(▲4.9%) *情報提供協力施設数18施設
・知的障害者入所授産・更生施設	平均減収額	1,540千円(▲9.4%) *情報提供協力施設数20施設
・身体障害者通所授産施設	平均減収額	618千円(▲15.1%) *情報提供協力施設数11施設
・知的障害者通所授産施設	平均減収額	1,070千円(▲14.1%) *情報提供協力施設数42施設
・知的障害者通所更生施設	平均減収額	947千円(▲13.9%) *情報提供協力施設数8施設

○上記の通所型施設の4月の利用率

・身体障害者(通所)施設 88.2% 知的障害者(通所)施設 90.6%

○昨年度の収入水準額確保に必要な利用率

・身体障害者(通所)施設 概ね96.8% 知的障害者(通所)施設 概ね98.6%

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	兵庫県	担当課名	障害福祉課
担当者名	中井	連絡先	078-362-9105

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

居宅関係のサービス利用については、利用者負担1割負担導入に関する苦情等があるという報告はない。

② 事業者の運営状況

17年度と比較すると経営的には厳しいと聞いているが、今のところ要望等の動きは見られない。

ただし、既存のグループホームについて、現在示されている報酬単価では、運営を続けることが難しいとの相談が寄せられている。

(兵庫県内のグループホームの多くは、世話人の夜間宿直体制をとっており、保護者や近隣住民の感情を考慮すると、軽度だからという理由のみでは、夜間宿直を廃止することは困難であるため、運営が厳しいという内容)

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

人口規模の小さい町では、審査会が未設置のところが見られるものの、取り扱い件数から鑑みると10月施行には十分間に合う見込であり、スケジュール的には問題は生じていない。

しかしながら、2次判定の審査方法について、区分変更の基準示されていないことから、多数の審査委員より、明確な基準を設定してほしい旨の要望を受けている(知的障害者、精神障害者に関しては、現在、福祉サービスを利用している方でも一次判定で非該当となるケースも見られ、二次判定によるところが大きいにもかかわらず、その判断全てを審査会に委ねられるのは負担が大きいとの意見)。

② 施設の移行計画の状況

現在の精神の入所型施設は規模が小さく(ほとんど定員20名まで)、また、施設入所支援を行うためには社会福祉法人の取得が必要となるため、グループホームかケアホームへの移行以外に選択肢がないと思われる。施設入所施設について要件の緩和や増築への整備費補助創設といった方策が必要かと思われる(精神の施設について)。また、退院支援施設や地域移行型ホームの設備基準等詳細が不明確な部

分もあり、移行先を決めかねているという状況である。

また、障害程度区分の認定が施設入所者に関しては行われていないため、施設による一次判定の試行結果では、運営が成り立たず、二次判定の結果が判明するまでは、個々の施設の移行計画が立てられないとの意見がある。

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況

4月27日から5月19日にかけて、県下6か所の会場で、小規模作業所及び市町職員を対象に、NPO法人担当課とともに、申請書の記載例を提示し、NPO法人取得に向けた説明会を開催、新サービス体系への移行を促した。

県補助金(基礎的補助)のあり方については、現在検討中である。

④ 経過措置対象外事業所(障害者デイ、精神地域生活支援センター)

単独のデイサービス事業所で登録者が10人に満たないデイサービスがあり、移行先について相談を受けているが、対応できていない状況である。

精神障害者地域生活支援センターについては、地域活動支援センターⅠ型への移行を希望するところが多いが、地域生活支援事業に充てられる国庫補助額が不明であるため、市町も対応に苦慮している状況である。

3 その他

① 児童福祉施設の契約制度導入について

18年10月から、児童の施設においても契約制度が導入されることから、保護者のいない障害児(者)については、成年後見制度の活用を検討する必要があるが、長期の入所で既に出身世帯が消滅している事例等も見られる。成人の施設においては、援護の実施者が成年後見の申し立てをするという取り扱いも可能と考えられるが、児童の施設利用者に関しては、施設の所在市町に過度な負担がかかるため、何らかの措置が講じられないかとの要望がある。

② 自立支援医療の利用者負担について

月額上限額については、市町民税所得割の金額を基準に設定されるが、税源移譲で、これまでと所得は同じでも市町民税額が増えた場合に、利用者負担月額上限額の設定に関して配慮は行われるのかとの指摘がある。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	奈良県	担当課名	障害福祉課
担当者名	廣長	連絡先	0742-27-8514

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

② 事業者の運営状況

について記載してください。

- ・ ①②については、別添資料のとおり

2 10月施行に向けた取組状況について

①障害程度区分の認定状況 調査中

②施設の移行計画の状況 調査中

③小規模作業所の移行に向けた対応状況

- ・ 地域活動支援センター事業の受託のためのNPO法人の取得

6事業所

- ・ 日中活動事業への移行

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る

対応状況について記載してください。

- ・ 精神障害者地域生活支援センターを9か所設置しているが、すべてのセンターが、「委託相談支援事業者＋地域活動センター（I型）への移行を希望している。市町村へは補正対応等予算確保をお願いしており、補助の枠組みとしては、活動センターの基礎部分については所在地市町村と利用者市町村とで按分する仕組みを提案している。しかし、相談委託や活動支援センターの予算確保等については非常に厳しい状況にある。

3 その他

- ・ その他施行に伴う課題等がありましたら、適宜記載してください。

- ・ 制度が複雑で利用者への理解が得られにくい。また、請求に係る事務量が増え対応に苦慮している。

- ・ 障害程度区分認定審査会において、医師意見書及び特記事項などから総合的に勘案する際の一定の判断基準がないため、特に精神及び知的障害者に対して苦慮するケースが生じている。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

1. 苦情内容を分析

①自己負担の増加に対する不満

- ・減免後の2万5千円では施設での雑費支出にお金が足りない
- ・利用者負担で生活していけない
- ・負担金が上がリサービスを利用しづらい
- ・自立支援医療の自己負担が増加した
- ・通所授産施設での工賃より自己負担が多くて励みにならない

②サービス体系等について10月以降の事業に不安

- ・デイサービス、日帰りショートはどうなるのか
- ・生活できるサービス量はほしい
- ・10月以降の新体系でサービスがどうなるのか

③減免制度が不十分

- ・非課税世帯以外でも減免制度等を利用したい
- ・補足給付が少ない
- ・減免制度の認定に不満がある

④認定調査への不安

- ・医師意見書について何がわかるのか
- ・調査内容が自分の障害にあっていない
- ・判定によってサービス量がどうなるのか

⑤制度が複雑

- ・事業者から上限額管理が複雑である
- ・利用者、事業者から制度が複雑でわかりにくい
- ・事業者から書類記載事務が繁雑である

⑥その他

- ・人員減で細やかなサービスができなくなっている
- ・説明が不足している
- ・自己負担の算出が理解できない

2. 利用者負担増のため、サービス利用をとりやめた状況

- ・身障入所更生施設で1名の退所
- ・身障通所授産施設で3名
- ・ショートとデイサービス1名
- ・移動介護複数名

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	和歌山県	担当課名	福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課
担当者名	市川雅章	連絡先	073-441-2532

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

- ・平成17年4月と比較すると、居宅介護は身体障害、精神障害については利用が伸びているものの、障害児については約8割程度と利用量が減少。うち移動介護は全体として利用減少傾向が強いが、特に障害児についてその傾向が顕著。
- ・デイサービス・短期入所は若干の伸び傾向。
- ・通所施設については、一部利用者が減少している。

② 事業者の運営状況

収入面では、通所施設において減収による影響が大きい。

2 10月施行に向けた取組状況について

①障害程度区分の認定状況

広域若しくは単独により14審査会が設置され、8審査会が認定審査を開始している。その他は認定調査を実施中。

②施設の移行計画の状況

③小規模作業所の移行に向けた対応状況

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

②～④移行調査結果の分析・検討中

3 その他

- 精神障害者社会復帰施設等運営費補助金について、下半期所要額の算定かつ移行後の残存率75%と考えていることは、移行促進を図るためとはいえ急激すぎる。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	鳥取県	担当課名	福祉保健部障害福祉課
担当者名	明場達朗	連絡先	0857-26-7157

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

事業者等から聞き取りを行ったところ、定率負担や食費の実費負担の導入により、障害福祉サービスの利用を控えたり、食事を自分で準備するなどのケースが生じている。また、実際の利用状況については、事業所によって違いがあるが、利用が減った事業所もあり、経営上厳しくなっている事業所もある。

② 事業者の運営状況

- ・特に児童デイサービス事業者については、集団療育から個別療育に移行できない事業所が大半であり、単価の引き下げ（経過措置）により、経営が非常に苦しくなることが予想される。9月末で廃業を検討している事業所もある。
- ・障害者デイサービスについては、新体系への移行を考えるにしても、移行先の基準が厳しくてなかなか難しい状況。
- ・5年間の経過措置期間のある施設は、新事業体系への移行検討が未着手のところが大半である。一方、障害者デイサービスなど経過措置期間のない事業所は詳細事項が明らかになってから現在まで十分な検討期間がなく、非常に混乱している。

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

- ・認定調査員、市町村審査会委員、医師意見書の各研修については、一通り実施済み。
- ・居宅介護、短期入所などの継続分については2次審査まで進んでいる市町村もあるが、新サービスに係るものについては事業者の動向が不明なため進んでいない。

② 施設の移行計画の状況

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況

②③とも、現在、移行調査を行っている。（7月上旬締切り）

④ 経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

- ・障害者デイについては、現在、移行調査を行っている。（7月上旬締切り）
- ・精神地域生活支援センター（相談部分）については、市町村障害者地域生活支援センター（単県事業）への移行も視野に入れながら各圏域において県福祉保健局と市町村が協議中。

- ・精神地域生活支援センター（デイ部分）については、移行調査を行う方向で検討中。

3 その他

- ・ 県及び市町村地域生活支援事業に対する国庫補助額が個別具体的に提示されていないこと、また、必要な財源が十分確保されないことが予想されることから、検討が進まない。
- ・ 様々な基準等の提示が施行直前であるため、事業者を含め、十分な検討ができない。
- ・ 障害者自立支援法の目的や理念については賛同できるが、事務の進め方があまりにも拙速であり、また、十分な準備ができないまま制度が変わるため、結果として障害者に対するサービスの低下を招くのではないかと強く懸念する。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	島根県	担当課名	健康福祉部障害者福祉課
担当者名	児玉信広	連絡先	0852-22-5588 (直通)

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況 . . . 現在調査中

② 事業者の運営状況 . . . 現在調査中

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

- ・ 3月から6月にかけて調査員・審査会委員・医師の研修を開催。
- ・ 6月から順次審査会が開催されている状況。
- ・ 審査会の材料がやや不足しており、適正なサービス利用につながるのか、あるいは全国の市町村が均一な判定結果となるのかなどが懸念されるところであり、このため、例えば、1次判定ソフトの試行事業の検証結果の提示等審査材料を補強いただく必要があると考えられる。(試行事業最終判定結果と1次ソフト判定結果との解離状況を把握し、区分間変更の目安として用いたい。)

※新事業の利用者像には、試行事業の最終判定結果が用いられているものと考えられるため。

② 施設の移行計画の状況

- ・ 意向調査中 (6/19〆切。9割程度の回答状況。)

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況

- ・ 会議による情報提供、移行支援事業(補助事業)の周知
- ・ NPO法人設立の手続き説明会

④ 経過措置対象外事業所(障害者デイ、精神地域生活支援センター)の移行に係る対応状況

- ・ 各市町村が各事業を具体化するにあたって、財政協議が不可欠であることから、地域生活支援事業の国庫補助金の配分額が示されない段階では、市町村事業について具体的な事業構築が困難。(③にも共通。)
- ・ 早期に示されたい。

3 その他

その他施行に伴う課題等がありましたら、適宜記載してください。

(1) 市町村関係 (10月施行に向かって→①新支給決定、②地域生活支援事業、③市町村計画)

※課題は上記 1, 2 のとおり

(地域生活支援事業の配分額の早期提示 等)

(2) 県 (①事業者指定、②児童施設契約制度、③人材養成、④都道府県計画、⑤相談支援等の市町村事業移行 (地域生活支援事業))

① 事業者指定

(早期に具体的事務には入れるよう、指定基準・様式等を示していただきたい。)

② 利用者負担の激変緩和措置

- ・一般世帯であって非課税世帯との境界層では、従前制度からの影響額が大きいところであり、円滑な契約制度移行に際しての課題と考えられる。
- ・特に児童施設の場合は、子育て中の若い世帯が中心であって、概して収入も低く、また入所期間も長期にわたることから、少子化対策の観点から更なる激変緩和措置を検討いただきたい。
- ・なお、在宅との公平性の観点から、食費等が見直しとなったものであるが、入所した場合に資格喪失となる特別児童扶養手当について、同様の観点で支給すべきものと考えられるため、利用者負担見直しと併せて検討いただきたい。

⑥その他 1 (経過措置施設運営費補助金)

- ・精神等運営費補助金の下半期分の配分について、所要額の 75% で要望額提出とされているが、75% はどういう意味か伺いたい。

(これまで、所要額の 75% とする取扱い、あるいは移行を強制するというような説明をされてきていないはずである。)

⑥その他 2 (10月施行に向けたスケジュール提示)

- ・事業者への的確な情報提供により新サービスへの円滑な準備・移行を図る必要があるが、今後の指定関係の資料提示・告示等のスケジュールをお示しいただきたい。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	岡山県	担当課名	保健福祉部障害福祉課
担当者名	丹羽 直樹	連絡先	086-226-7345

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

○利用者負担の支払困難を理由に施設を退所した者あるいは利用日数を手控えた者もいると聞いている。

② 事業者の運営状況

○4月の報酬等収入の状況を見ると、前年と比較して、1,000千円程度の減収となっている施設がある。

- ・入所施設については、入院外泊時の報酬額の設定変更が主な要因と推定される。
- ・通所施設については、日額払いへの変更が主な要因と推定される。

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

- ・認定調査員研修はほぼ終了したが、今後、認定調査事務を民間委託により研修が必要となった場合、随時実施の予定。
- ・3月末までに市町村審査会の条例整備を行った市町村は、29市町村の内、8市町村であり、残りの21市町村については、6月中にすべて整備される予定である。
- ・現在、中核市の岡山市、倉敷市で認定調査を実施している。

② 施設の移行計画の状況

- ・現在、施設の移行希望アンケートの取りまとめ中であり、内容は不明である。

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況

- ・小規模作業所のある23市町のうち、9市町において、すべての作業所27か所が新体系へ移行する予定であり、9市町の作業所79か所のうち40か所が新体系へ移行する予定となっている。
- また、残る5市町では、全作業所11か所のうち、2か所の作業所は新体系へ移行する予定である。

④ 経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る
対応状況

○障害者デイサービス

- ・障害者デイサービス事業者に対し、事業者説明会において、地域活動支援センターなど新事業体系への移行について説明している。また、市町村に対しても、日中活動受入の場の確保を図るため、地域活動支援センターⅡ型の事業実施について働きかけている。

○精神地域生活支援センター

岡山県内には精神障害者地域生活支援センターは10か所設置されているが、半数が市町村設置である。

県としては、地域生活支援センターの新体系への移行については、特に一定の方向への誘導は行っていないが、事業者説明会において、地域活動支援センターその他の事業について情報提供するとともに、市町村担当者会議においては、現在の事業規模を維持できるよう適切な事業を実施、又は委託するようお願いしている。

また、精神保健福祉センターでは、地域生活支援センター長会議を2ヶ月に一度開催しており、意見交換や助言を行っている。

3 その他

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調査書

自治体名	広島県	担当課名	福祉保健部社会福祉局障害者支援室
担当者名	村上 石田 〔※ 説明の関係から、 2名出席を希望〕	連絡先	電話 (082) 513-3155

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの状況、② 事業者の運営状況

施行に伴う影響を把握するため、今月、本県所管の指定施設（91施設）に対し、利用人数等の照会し、回答を得た状況は次のとおりである。（6月23日現在：81施設から回答あり。）

（単位：施設、人、%）

図表第 10 号

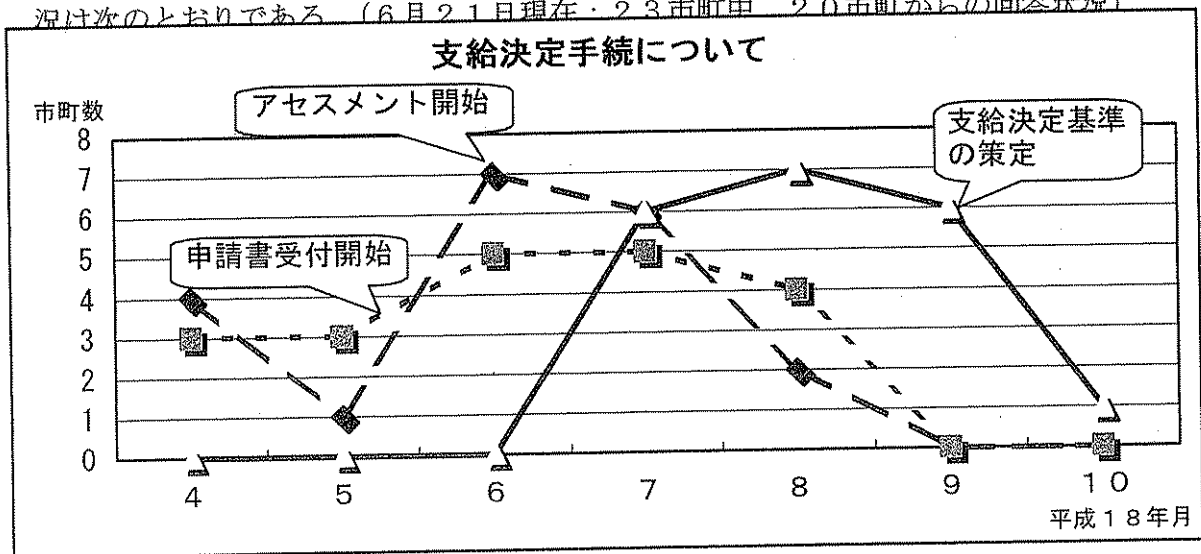
		施 設 数	契約者数 (A)	新 た な 入 所 者 数 (H18.3~5) (B)	退 所 者 (H18.3~5)						差 引 (B-E)	事業者収入 (支援費等+ 利用者負担) の比較 (%) (H18.5/H17.5)
					利用者負担に伴うもの		そ の 他		小 計			
					人 数 (C)	左記の 小計比 (D/E)	人 数 (D)	左記の 小計比 (D/E)	人 数 (E)	左記の 小計比		
入所施設	施設数・人数	39	2,090	60	9	15.0	51	85.0	60	100.0	0	△ 2. 7
	契約者数 (A) に対する割合	—	100.0	2.9	0.4	—	2.5	—	2.9	—	0.0	
通所施設	施設数・人数	42	1,130	86	12	34.3	23	65.7	35	100.0	51	△ 3. 3
	契約者数 (A) に対する割合	—	100.0	7.6	1.1	—	2.0	—	3.1	—	4.5	
合 計	施設数・人数	81	3,220	146	21	22.1	74	77.9	95	100.0	51	△ 2. 8
	契約者数 (A) に対する割合	—	100.0	4.5	0.7	—	2.3	—	3.0	—	1.5	

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

障害程度区分の認定状況については、把握していない。

なお、支給決定手続について、今月、本県内のすべての市町に照会し、回答を得た状況は次のとおりである。（6月21日現在：23市町中、20市町からの回答状況）



2 10月施行に向けた取組状況について（続き）

② 施設の移行計画の状況

ア 事業者の移行希望アンケート

- ・ 5月に実施したが、「障害程度区分が適切に評価されない」などの理由から、回答を得られない事業者が多くある。6月中には協力をいただくよう、団体をとおして依頼している。
- ・ 当該アンケートは、事業体系の詳細や、入所者の障害程度区分が不明の状況で記載されており、市町のニーズとのマクロ的なすり合わせ程度に活用することになると想定される。

イ 移行計画書の提出

- ・ 国の計画では9月に実施する予定となっているので、様式等の提示を受け実施する予定である。
- ・ 事前に事業者等との十分なすり合わせが必要と思われる。

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況

- ・ 対象事業所124か所に移行希望調査を行っているが、現時点では10月以降どのように移行するのかについて、精度の高い（確定的な）回答は得られていない。
- ・ その原因としては、次のことなどが考えられる。
 - a 主たる移行先と考えられる地域活動支援センター（Ⅲ型）の補助基準では経営が難しくなる（参考 当県では1,000万円以上補助している所もあり、Ⅱ型でも減額となる）
 - b 市町村により対応方針が異なる。
 - c 新制度について様子を見ている。

④ 経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

ア 障害者デイサービス

児童デイサービス事業も実施している事業所を除く50か所の移行希望調査について、取りまとめているところである。

現時点では、移行希望について回答のあった事業所は25か所で、重複回答ではあるが、地域活動支援センター（13）、生活介護（12）、そのほかに相談支援、就労支援、自立訓練と続く。

しかし、移行希望について「未定・記入なし・検討中」という事業も相当数あり、移行先を決定しかねているという事業所が多いのが実情である。

イ 精神障害者地域生活支援センター

対象事業所15か所に対して移行希望調査を行い、とりまとめているところである。

回答のあった事業所のうち多くが活動支援センターと相談支援を行う地域活動支援センター（Ⅰ型）への移行を希望している（10か所）が、全てのセンターが希望通りⅠ型に移行できるかどうかは不明である。

3 その他（施行に伴う課題等）

① 障害福祉サービスの支給決定基準について

- ・ 市町は、会議資料等で示された利用者像や国庫負担の基準をもとに、支給決定基準を策定することになると思われる。
- ・ しかし、「標準的」なサービス支給量をどのように設定するかについては、全国的に統一された方針（技術的な助言）がなければ、地域間格差が生じることになる。
- ・ なお、小規模な複数の市町から、どのように策定するのか指導してほしい旨の要望があった。

② 小規模作業所・障害者デイサービス・精神障害者地域生活支援センター（共通）について

- ・ 現状の補助基準に比べ、新体系では補助金額が大幅に減少することになると考えられる事業所が多い。
- ・ 市町村により移行先については対応方針が異なるが、県としてどこまで指導できるか苦慮している。
- ・ 事業所によっては個別給付事業への移行となるが、そうなると障害程度区分で利用ができない障害者が出る。地方圏ではサービス提供事業者が少なく、行き場のない障害者が出る可能性がある。

③ 心身障害者扶養共済給付金の取扱いについて

- ・ 心身障害者扶養共済給付金は、個別減免の認定において、利用者負担の対象となる稼得等収入とされ、また、社会福祉法人軽減制度の認定においては、収入基準額の対象として取扱うものとされている。
- ・ しかし、この取扱いは、障害者に支給される給付金が手元に残らない（個別減免の場合）、あるいは給付金により軽減制度が適用されない（社会福祉法人軽減制度の場合）こととなり、障害者の将来の生活を憂慮し、この制度に加入した保護者の期待に反し、心身障害者扶養共済制度に対する信頼を著しく損なうものである。
- ・ よって、心身障害者共済制度給付金は、個別減免あるいは社会福祉法人軽減制度における収入認定において対象外とするよう要望する。

④ 平成18年度精神障害者社会復帰施設等に係る運営費について

ア 県内の各施設などから、次のような意見等を受けている。

- ・ 下半期の各施設の運営費単価が75%になれば、施設自体の存続が危うい状況になることが予想される。
- ・ 県からも、国に対し、施設の置かれている状況を伝えてほしい。

イ 県としては、25%という大幅な削減となれば施設への影響が大きいため、そのようなことのないよう要望する。

⑤ 新サービス体系について

10月からの新体系サービスの実施が迫っているが、制度全体が十分に示されていないため、事業者などへの周知・対応が十分にできない状況であり、県として、対応に苦慮している。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	山口県	担当課名	健康福祉部障害者支援課
担当者名	林田 徳夫	連絡先	在宅福祉推進班 083-933-2764

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

(1) 利用者のサービスの利用状況

利用者数を基にした、調査では、大きな変化は見られない様子であるが、利用量については、報酬の請求等の状況により把握する必要があると考えている。実態把握のため以下の調査を実施した。

ア 市町に対し、3月と4月の利用者数の変化について調査を実施

	グループホーム	通所・ショート	ホームヘルプ	計
3月	325	1908	1015	3248
4月	334	1915	969	3218
増減	9	7	▲46	▲30

イ 施設に対しては、アンケート調査を実施（5月末実施77施設中63施設から回答）

短期入所利用者の減少 5施設（6.5%）

通所利用者減少 5施設（6.5%）

※その他、食費の実費を負担したくないと弁当を持参する例がある。

ウ 利用者からの意見

- ・所得が低いのに、利用者負担がかかるようになった。
- ・サービス利用を控えたが、利用者負担が増えた。
- ・利用者負担の個別減免の基準を見直して欲しい。
- ・障害がある子どものために貯金していたため、個別減免が受けられない。
- ・利用者負担の計算の際、扶養共済が収入から控除されない。

(2) 事業者の運営状況

ア 現在寄せられている声など

- ・入ってくる報酬が従来より低くなり、運営が難しい。
- ・知的障害者の障害区分認定が、一次判定ソフトでは低くなる。
- ・小規模作業所を地域活動支援センターへ移行するためにはどうしたらいいか。
- ・就業継続支援事業に移行するためには法人格が必要だが、具体的な作業が進まない。
- ・運営基準や指定基準などがはっきりしないため、今後の運営に不安がある。
- ・報酬が日割り計算方式となったことによる減収を理由に、他障害者を相互に受け入れようとする動きが見られる。

イ 社会福祉法人等軽減

101法人中95法人が実施、実施率94%

2 10月施行に向けた取組状況について

(1) 障害程度区分の認定状況

在宅者を優先的に認定調査しており、すでにいくつかの市において審査会を開いて障害程度区分の認定を実施済みである。

[認定状況]

- ・認定調査員研修(実施日(3/23,6/14)、修了者 250 名)
- ・市町審査会の設置状況(3月議会：13市町、6月議会：9市町)
- ・市町審査会委員研修(実施日(3/26,4/15,6/3)、修了者 181 名)

なお、認定に関し、市町等から以下のような点を課題として聞いている。

[課題]

- ・2次判定における障害程度区分の変更に関し、国のマニュアルで示された例が少なく、苦慮している。
- ・医師意見書について、自分の専門外の点については書けないと言われる。(可能な限り理解を求めながら対応中)

(2) 施設の移行計画の状況

【新体系サービス移行希望調査について】

ア 調査期間

平成18年4月26日(水)～平成18年5月16日(火)

※提出については、締め切り後も集計(6月1日最終)

イ 回収率

約7割程度 (回答数(新規サービス事業所含む)／発送数で概算)

ウ 調査結果(6月1日最終締)

【法定事業所の新サービス移行割合】

新 サービス 区 分						
生活介護 療養介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (機能訓練)	就労移行 支援	就労継続支 援(雇用型)	就労継続支 援(非雇用 型)	地域活動 支援セン ター
50.1%	2.9%	10.7%	8.6%	5.6%	25.2%	11.7%

※割合は現定員に対する移行後の23年度末時点での定員の割合

※指定基準に合わせ、定員増を希望する施設等があり合計は100%を超えている場合がある。

※児童デイサービス、短期入所(日中受入)は除く。

エ 調査に係る特記事項

- ・障害程度区分や指定基準が確定していない段階で、事業所もまだ移行先サービスを模索している段階であり、精度の高い調査結果とは言い難い。

(3) 小規模作業所の移行に向けた対応状況

小規模作業所については、地域活動支援センターへの移行希望が多いが、現実には法人格の取得が進まず、移行先未定のものも相当数ある。また、自立支援給付への移行についても要件が厳しく順調であるとは言えない。

(4) 経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況について

地域生活支援事業は国庫配分枠が限られ、すべての事業者について対応することが困難なことが想定されることから、障害者デイサービスについては、原則として自立支援給付である介護給付、訓練等給付への移行について検討し、やむを得ない場合は経過的に地域活動支援センターへの移行について検討するよう事業者、市町へ説明している。

これを受け、各市町において管内の事業者と調整中だが、小規模な事業者については移行が困難なため、対応に苦慮している状況。

精神地域生活支援センターについては、事業者及び市町において、地域活動支援センターⅠ型への移行を検討中。

3 その他

特になし

障害者自立支援法施行状況等調査

自治体名	徳島県	担当課名	障害福祉課
担当者名	宮崎 仁成	連絡先	088-621-2248

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

①利用者のサービスの利用状況

- ・通所施設において、費用負担の増に伴い退所者が有るが、総人数については、現在把握していない。

②事業者の運営状況

- ・日割りにより減収を強いられている。

2 10月施行に向けた取組状況について

①障害程度分の認定状況

- ・徳島市他1市にて実施中、他の市町村は、6月議会にて条例提出中である。

②施設の移行計画の状況

- ・知的障害者施設より移行希望アンケートの協力が得られないため、移行計画に反映出来ない。

③小規模作業所の移行に向けた対応状況

- ・説明会を開催するなどして、新体系への移行を勧めてきた結果、一部の作業所においてNPO法人格取得に向けた具体的な動きが見られる。

④経過措置対象外事業所（障害デイ、精神地域生活センター）の移行に係る対応状況について

- ・精神地域生活センター（県内7か所：医療法人）地域活動支援センター等への移行に向け、関係市町村と広域での対応を含め協議中である。
- ・障害デイ 今後なお、検討

3 その他

施行後2ヶ月余りが過ぎ、「障害程度区分認定の調査項目」「利用者の費用負担の増加」「新事業体系での施設経営」などの問題点について、障害者・関係団体等からまた、6月県議会においても「実態を早急期に調査すべきである」との意見をいただいている。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	香川県	担当課名	健康福祉部 障害福祉課
担当者名	土手	連絡先	087-832-3292

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

①利用者のサービスの利用状況

- ・ 3月と4月の実績を比較したところ、在宅サービスについては、利用者負担はすべてのサービスで増加しており、低所得1・2の区分の人は、これまで負担がほとんど無いかゼロだったが、4月以降は自己負担が生じている。支給量はほぼ同量だが、利用量は微減となっている。
- ・ 施設サービスの利用者負担は、すべての階層で増加している。
施設の利用状況を、法施行前後でみると、施設入所者は1,161人から1,155人と6人減り、通所利用者は4月に3施設開所したこともあるが、746人から807人に増えている。
- ・ 利用者負担を理由とした退所者は、約2,000人弱の施設利用者のうち、現時点で11名である。

②事業者の運営状況

- ・ 特に把握していない。

2 10月施行に向けた取組状況について

①障害程度区分の認定状況

- ・ 市町で対象者数に応じて、順次実施している。

②施設の移行計画の状況

- ・ 全法定施設を対象にアンケート調査を実施

③小規模作業所の移行に向けた対応状況

- ・ 事業主体である市町と小規模作業所の間で、調整中と聞いている。

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

○障害者デイサービス

- ・ 事業主体である市町とデイサービス事業所・施設の間で、調整中と聞いている。

○精神障害者地域生活支援センター（県内7施設）

- ・ 県から市町へ事業主体が移行することから、県、市町、事業者の間で調整中

3 その他

- ・短期入所の日中預かりが無くなること及び児童デイサービスの見直しへの対応が課題
- ・地域生活支援事業は、国庫補助額により県及び市町の取り組みが決まってくるが、現在考えられている配分額では、新規事業はおろか、従来の事業も実施できない状況である。
- ・福祉ホームは、原則所在地の市町が負担することになるが、所在地の市町以外の入居者が多く、その費用負担が問題となっている。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	高知県	担当課名	健康福祉部障害福祉課
担当者名	溝渕	連絡先	088-823-9633

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

①利用者のサービスの利用状況、②事業者の運営状況

市町村及び事業者への調査を実施しているところであり、利用者及び事業者の動向については、ヒアリング時に説明する。

2 10月施行に向けた取組状況について

①障害程度区分の認定状況

1市（高知市）を除き、市町村審査会の設置手続き中であり、障害程度区分の認定には至っていない。認定調査は、現時点で約1/3の市町村で開始されている。

②施設の移行計画の状況

全施設を対象としたヒアリングを実施したところ、10月からの移行を計画している施設はない。

③小規模作業所の移行に向けた対応状況、④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

事業者及び市町村を対象としたヒアリングを実施している。

小規模作業所では、就労継続支援事業または地域活動支援センターへの移行を検討しているところもある。ただし、支援センターについては、市町村での予算措置がなされておらず、移行に関しては未定である。

経過措置対象外事業所では、事業者は地域活動支援センターへの移行を希望しているが、市町村の予算措置、広域的に実施されていることに対しての市町村間の調整といった課題が解決されず、利用者に対して、10月からは同じ事業者でのサービスが提供されない状況もありえる。

3 その他

- ・その他施行に伴う課題等がありましたら、適宜記載してください。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	佐賀県	担当課名	障害福祉課
担当者名	平野	連絡先	TEL 0952-25-7064

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

施行前、施行後の利用実績の比較調査等は実施していないが、利用者負担増に伴って利用回数の減や、施設の退所事例などが報告されている。

② 事業者の運営状況

通所施設において利用料の未納が発生している。日額化に伴い授産施設において新たに土日の開所を行った事業所がある。

2 10月施行に向けた取組状況について

①障害程度区分の認定状況

全市町とも6月議会で審査会を設置したため現段階での認定実績はない。

現在、106項目の調査や医師意見書の準備段階（研修会の実施も含む）である。

②施設の移行計画の状況

4月に実施した移行に関するアンケートでは、現利用者の障害程度区分が不明との理由等により十分な回答は得られなかった。現在は9月の移行計画提出に向けて市町村との協議も含め検討を始めた段階。

③小規模作業所の移行に向けた対応状況

10月以降の小規模作業所への補助は市町が実施する方向で検討している。

新体系移行については、授産施設等との会議の中で早期の移行を指導しており、各施設は利用者の拡大や他施設との合併等を検討しているところ。地域活動支援センターへの移行については各市町と協議するよう指導。

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

（障害者デイ）

現利用者の日中活動の場をどうするのかを前提に事業展開が検討されており、多くは生活介護、生活訓練、就労継続支援等を組み合わせた多機能型へ10月移行を目指している。併せて市町村からの受託事業（地域活動支援センター等）について市町村と協議している段階。

（精神地域生活支援センター）

県内1箇所、10月から地域活動支援センターへ移行（Ⅰ型かⅡ型は検討中）。

3 その他

・ 現行の法定施設の新体系サービスへの移行については、多くの施設が先送りする模様。スムーズな移行を促進する施設への指導方法に苦慮。

・ グループホームの再編により、4～5人（世話人1人）での運営では報酬単価が大きく下がり、世話人の人件費を下げざるを得ない状況も聞いている。6人規模へ規模拡大を図るにしても、農村部も多く周辺に適当な物件等ないケースが多い。現行の区分2の利用者においても世話人以外に自閉を持つ1名の利用者のために介護職員を必要とするケースもあり、新体系移行後に小規模のグループホームの運営継続させていくための方策が必要。

・ 利用者負担の見直しに伴い施設利用者の退所事例や、居宅系サービスの利用減等の報告を受けている。今後県としてもサービス利用等の実態把握に努めていく必要があるが、今後国として実施予定の調査項目等内容をご教示いただきたい。

※障害程度区分にかかる以下のような疑義について、国としての明確な回答がなされていない。市町や審査会委員等から疑問の声が上がっているため、早期の回答をお願いしたい。

1. 認定調査項目6-1と9-8とは調査内容にどのような違いがあるのか。
どちらも視力を問う項目だが、内容の違いが不明瞭。（認定調査関係）
2. 医師の意見書における「精神症状・能力障害二軸評価」中に、「痴呆」という文言が入っているが、これは精神障害者だけでなく認知症の方についても医師に記載をお願いする必要があるということか。（医師意見書関係）

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	長崎県	担当課名	障害福祉課
担当者名	香月 清	連絡先	095-905-2455

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

①利用者のサービスの利用状況

- ・施設サービスについては、6月初旬に調査を行った。
特に通所施設について、負担金増による退所者が多く見受けられることが判明。
- ・居宅サービスについては、今後調査を予定。

②事業者の運営状況

- ・上記調査の結果、4月分の支援費収入の対前年比較で平均10%程度減少している。

2 10月施行に向けた取組状況について

①障害程度区分の認定状況

- ・認定調査実施実績のある市町 23市町中8市町（認定調査件数417件）
- ・審査会開催実績 20市町1一部事務組合中7市町（開催回数19回）
- ・審査件数 152件

②施設の移行計画の状況

- ・新体系への移行については、各施設からのアンケートの提出を受け、現在、内容の整理・分析を行っている。
- また、障害福祉計画については、7月7日に障害者施策推進協議会の開催を予定しており、県の方針について意見を聴くこととしている。

③小規模作業所の移行に向けた対応状況

- ・主要市町との意見交換会を5月に開催したほか、関係団体への情報提供を適宜行っている。また、激変緩和措置として、10月以降も小規模作業所のまま残る箇所への助成を検討しており、新体系事業への移行に向けた支援策についても併せて協議している。

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

- ・障害デイは、移行希望アンケートを実施。障害福祉サービスへ移行する事業者については、8月までに指定申請を行うよう指導。
- ・精神地域生活支援センターについては、関係市町を訪問するなど、移行に向け調整中。

3 その他

- ・その他施行に伴う課題等がありましたら、適宜記載してください。

統合補助金や交付税等の配分額や根拠について早急に示して欲しい。

- ・社会福祉法人減免について、離島等の特例地区のみでなく、申出があれば
NPO法人や医療法人等の社会福祉法人以外の法人にも適用できるよう配慮
をして欲しい。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	熊本県	担当課名	障害者支援総室
担当者名	真田由紀子	連絡先	096-333-2233

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

県では、平成18年5月に市町村に対し、障害福祉サービスの支給決定者数等について調査したが、まだ制度改正から間もないことから、支給決定者数については、制度改正前と比較して大きな変化はないという結果であった。

しかし、市町村から、利用者負担の増加を理由に退所した方や利用回数を控えた方がいるという報告もあっている。

② 事業者の運営状況

詳しくは把握していないが、激変緩和加算に該当した通所施設が数カ所ある。

2 10月施行に向けた取組状況について

①障害程度区分の認定状況

市町村審査会は、9月までの審査予定件数を勘案して、計画的に開催するよう予定されているが、詳細不明である。県では、各市町村等から審査会での課題等を報告してもらい、情報交換、研修等を行っている。

②施設の移行計画の状況

支援費施設の移行計画については、移行計画書の具体的な取扱いが国から示されるのを待っている状態。

事業者アンケートは5月末の取りまとめを目途に実施したが、知的障害者関係施設からは1/3程度しか有効回答はなされていない。また、その他の施設についても、新体系のサービスの具体的基準が全く見えていないことから、事業者間で回答内容に大きなバラツキがあり、直接的に数値目標の見込みに反映させるデータとして使うのは困難な状況。

③小規模作業所の移行に向けた対応状況

- ・小規模作業所については、アンケート調査や個別ヒアリング等により地域活動支援センターへの移行可能性、個別給付事業所への移行可能性を把握・検討しているところ。
- ・圏域毎の市町村地域生活支援事業の実施体制検討の中で、作業所の移行についても概ね7月上旬までには整理する予定
- ・いわゆる小規模作業所補助金に係る交付税措置の県から市町村への付け替え（5月1

1日の計画担当者会議で回答がなされた件)を市町村等に説明。

〈小規模作業所の移行先についての具体的検討状況〉

小規模作業所の移行先としては⑦自立支援給付、④地域活動支援センター、⑤現在の作業所を継続と3つの選択肢を基本に県地域振興局の調整のもと圏域単位で小規模作業所と市町村で協議を進めている。

⑦については、ハードルが高いため移行する小規模作業所は殆どない状況である。

④についての移行が多いと予想されていたが、課題が多い。

⑤を選択せざるを得ない小規模作業所が多くなると予想される。

〈課題〉

・10月以降、小規模作業所及び地域活動支援センターにかかる県への交付税措置が市町村へ付け替えられたことにより、県としては財源の裏付けがなくなり県補助は困難な状況である。

市町村に対して、これまでの補助水準を維持してもらうようお願いしているところであるが、市町村としても財政的に厳しい状況。

・これまで小規模作業所の利用人員要件は5名以上であったため、本県においては、5名程度の小規模作業所が多く存在している。地域活動支援センターの要件は概ね10名程度となっており、平成19年3月までの経過措置はあるものの、半年間で利用人員が10名程度に増えることは困難と考えられるので、利用人員にかかる経過措置を平成20年度ぐらいまで延長する必要があるのではないかと考える。

④経過措置対象外事業所(障害者デイ、精神地域生活支援センター)の移行に係る対応状況

- ・障害者デイサービスについては県内全事業者の個別ヒアリングを実施済み。7月中には県としての移行方針を決定する予定。

〈障害者デイサービスの移行先についての具体的検討状況〉

移行先としては、①地域活動支援センター、②新体系の個別給付事業、③旧体系の通所部増、の3つのいずれかの方向で、施設と利用者、市町村等で協議を行っている。

地域活動支援センターへの移行を希望している施設は、地元市町村の取り組みが早いところでは、市町村と協議のうえ事業受託に向け準備を進めている施設もあるが、数的にはまだ少ない。

また①と②もしくは③の複数の組み合わせによる移行を計画している施設もあるが、地元市町村の地域活動支援センターへの今後の取り組みに負うところが多く、計画は流動的な面がある。

- ・ 精神地域生活支援センターについては、圏域毎の市町村地域生活支援事業の実施体制検討の中で、精神地域生活支援センターの移行についても概ね7月上旬までには整理する予定。

3 その他

・ その他施行に伴う課題等がありましたら、適宜記載してください。

- 20歳以上で障害基礎年金のみの収入の者には、補足給付が設けられ、3月までの負担額に対して激変緩和措置がとられているが、20歳未満の利用者負担金については、次のとおり急激な負担増となっているため、当分の間、激変緩和措置を講ずべきと考える。

知的障害者入所更生施設（標準1B 692単位）

	3月	4月
市町村民税均等割世帯	2,200円	54,000円 (21,000円+33,000円) ※日常生活費相当額25,000円除く。
市町村民税所得割世帯	3,300円	
所得税額30,000円世帯	4,500円	

知的障害者通所更生施設（標準1B 652単位）

	3月	4月
市町村民税均等割世帯	1,100円	26,040円 (13,040円+13,000円)
市町村民税所得割世帯	1,600円	
所得税額30,000円世帯	2,200円	

- 地域生活支援センターについて、想定されている地域活動支援センターI型に移行しても、現在の収入水準を大幅に下回り、現行の体制を維持できなくなるところがほとんどであり、センター側からも不安の声が上がっている。

特に、精神科病院に併設のセンターにあつては、想定される生活訓練事業とデイケアがほとんど同じ内容であるため、事業化は困難な状況である。

- 平成18年6月1日付けの事務連絡で「工賃控除見直しに関するQ&Aについて」が発出されているが、これによると既に4月から実施している市町村等についてはその取扱いを尊重すると回答されている。4月から実施した市町村は、3月末に出された工賃控除に関する事務連絡に基づいて判断したと思われるが、その事務連絡は今後工賃の控除について関係団体等と調整を始めるという内容であり、施行期日も示されておらず、県としては「今後関係各団体と調整が始まる」という内容以上の情報はないものと判断したところである。今回のような取扱いが認められれば、文字どおり調

整を見守っていた地方公共団体の住民は大きな不利益を被ることになり、著しく公平性を欠くものである。公平性の確保の観点からは、今回の措置については10月施行であるが、適用については4月に遡及するというような取扱いを希望する。

3月末に出された事務連絡で実務上動けないことは、やむを得ないことであり、適正な事務処理を指導する県としては遡及適用を強く要望するものである。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	大分県	担当課名	障害福祉課
担当者名	廣門 伸哉	連絡先	097-536-1111 内2727

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

利用料の負担増の影響で施設を退所した利用者、利用回数を減らした利用者の状況について、県として実態を把握するための調査を実施したところ、全体的には大きな影響は出ていないが、一部に影響が出ているサービスがあるため、今後の対応を検討している。

② 事業者の運営状況

事業者についても、上記の状況の他、報酬の日額支給化の影響で報酬収入等が減るため今後の運営に苦慮している事業所もみられる。土日に開所するなどして対応している事業所もあるが、利用者数は少なく、職員体制の確保も難しいようである。

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

概ね全ての市町村が6月中には認定調査を開始する予定である。また、市町村審査会についても概ね7月中には設置が完了し、審査を開始する予定である。ただし、審査会の開催にあたっては、2次判定時の審査基準がないため、どのように判定をするのか頭を悩ませている状況である。ガイドラインを示してほしいとの声も多い。

② 施設の移行計画の状況

4月に実施した移行希望アンケートにより各施設の移行希望については概ね把握している。10月施行に向け今後も各市町村ごとに施設に対しヒアリングを行うなど、施設の移行計画の把握に務め、県と情報を共有するよう指示している。ただし、知的障害者入所施設については、障害程度区分の認定に対する不満から依然として移行希望調査に協力してもらえない状況であるため、対応に苦慮している。

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況

個々の作業所の現状、今後の移行希望については把握している。法定サービスに移行が可能な作業所については、18年10月に移行できるよう県又は市町村が必要な助言を行っている。法人格未取得作業所や利用者数が少なく移行が困難な事業所への対応が必要である。

④ 経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

個々の事業所の現状、今後の移行希望については把握している。法定サービスに移行が可能な事業所については、18年10月に移行できるよう県又は市町村が必要な助言を行っている。移行先について、障害者デイは、障害福祉サービス又は地域活動支援センターⅡ型又はⅢ型、精神地域生活支援センターについては、相談支援事業及び地域活動支援センターⅠ型を想定しているが、利用者数が少なく移行が困難な事業所も多く苦慮している。

3 その他

市町村が定めるサービス支給量の基準については、県内各市町村で大きな地域間格差が生じないように、ある程度県下で統一的な基準にするべく各市町村で調整を行う予定であるが、現在利用しているサービス量と大幅な乖離が生じないように配慮をしつつ、国庫負担基準との整合性も図る必要があり支給基準の策定については、県内各市町村ともに頭を悩ませている状況である。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	宮崎県	担当課名	障害福祉課
担当者名	内海	連絡先	0985-32-4471

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービス利用状況

現在調査中

(概況) 実費負担を理由とした退所事例(26名)

② 事業者の運営状況

- ・ 実績払いへの移行に伴い収入減となり経営が厳しい

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

審査会を障害保健福祉圏域で設置。

② 施設の移行計画の状況

障害福祉計画のアンケートから、18年度移行施設は少数にとどまる見込み。

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況

利用人数の条件をクリアする作業所の法人化には一定の目途

④ 経過措置対象外事業所の移行に係る対応状況

- ・ 障害者デイは現在アンケート中
- ・ アンケート後、市町村と障害者デイ、作業所、支援センターについて予算協議予定

3 その他

各事業の指定基準等が確定していないため、事業者の移行指導が行えない

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	沖縄県	担当課名	障害保健福祉課
担当者名	金城弘昌	連絡先	098-866-2190

1 施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

利用者が国庫負担基準以上の支給量を希望するケースがあり、市町村においては、国庫負担基準以上の支給に要する経費については自己財源となるため、希望する支給量を認めることができない状況にある。（ホームヘルプサービスの24hの利用希望）

② 事業者の運営状況

利用者の自己負担額の増に伴い、入所・通所施設における退所の例が報告されている。（調査中）

2 10月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

数カ所の市町村において、市町村審査会が設置されておらず、認定業務が遅れている。

② 施設の移行計画の状況

施設に対する移行希望アンケート調査を行ったが、知的障害者関係施設の約半数から回答が得られていないなど、回収率が思わしくなく、また、全体として回答内容の信頼性が乏しい。

今後、制度説明や意見交換と連動させた追調査の実施等により、施設の移行計画の具体化を促進し、その把握に努めたい。

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況

障害福祉計画策定における障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行希望アンケート調査を県内の小規模作業所に対しても行い、希望や意見等を聴取している。また、当課ホームページにおいて、小規模作業所から移行が予想される新体系サービスの情報を掲載し、制度等の周知をはかっている。

④ 経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

入所施設を運営しながら障害者デイを実施している事業者から「障害者デイを施

設の通所部に変更したい」との要望があり、その是非に苦慮している。

3 その他

(障害児施設の契約制度への移行関係)

- ① 成年後見制度の手続きが10月1日に間に合わない場合の取り扱いについて
- ② 障害児施設の利用者負担の未払いがあった場合の取り扱いについて
- ③ 利用者の負担額の増により退所者が増える事で養護学校の在籍児童の減による教職員の配置数の減など学校に対する影響について

(地域生活支援事業について)

各市町村とも当該事業において計画する事業に対する財源措置の確保について危惧しており、10月からの事業実施を懸念している。ついては、事業実施に係る財源について、十分な確保及び積算根拠を示して頂きたい。

※ 参考となる資料があれば添付してください。